
第1回 日吉津村議会定例会会議録 (第2日)

平成29年3月6日 (月曜日)

議事日程 (第2号)

平成29年3月6日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (10名)

1番 河 中 博 子	2番 景 山 重 信
3番 松 本 二三子	4番 加 藤 修
5番 三 島 尋 子	6番 江 田 加 代
7番 山 路 有	8番 井 藤 稔
9番 松 田 悦 郎	10番 橋 井 満 義

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 石 操	総務課長 高 田 直 人
住民課長 清 水 香代子	福祉保健課長 小 原 義 人
建設産業課長 松 嶋 宏 幸	建設産業課参事 益 田 英 則
教育長 井 田 博 之	教育課長 松 尾 達 志

午前9時00分開議

○議長（橋井 満義君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、今定例会は9名の議員より一般質問通告を受けておりますので、一般質問の日程は、本日並びに明日の2日間にて行います。

日程第1 一般質問

○議長（橋井 満義君） まず、日程第1、一般質問を行います。

本日の一般質問の通告は9名中5名の皆様の御紹介をさせていただきます。

通告1番、議席番号4番、加藤修議員。通告2番、議席番号9番、松田悦郎議員。通告3番、議席番号7番、山路有議員。通告4番、議席番号2番、景山重信議員。通告5番、議席番号1番、河中博子議員。以上、5名の議員の通告を受けておりますので、通告順に質問を許します。

まず、通告1番、議席番号4番、加藤修議員の一般質問を許します。

加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） おはようございます。4番、加藤修です。通告に従いまして平成29年度当初予算の概要について伺います。

初めに、1、主な事業。経営健全化計画に基づいた開発公社の土地買い取り、新築住宅への利息助成、生活支援コーディネーター事業、在宅育児サポート事業、まちの保健室事業、村営住宅建てかえ計画、災害対策として社会福祉協議会に非常用発電機設置、スクールソーシャルワーカー活用事業などがあるが、これらの事業の説明。

次に、行政用語では歳入歳出ですが、今回は一般的な表現である収入、支出を引用いたします。2、収入状況。村税及び各交付税の見込み額、国庫補助、ふるさと納税の動向、土地取得などによる村債の予定額。3、支出の予定。健全化計画に基づく土地開発公社の用地取得経費、災害対策として社会福祉協議会にガス製の非常用発電設備の設置費用などについての説明をお願いします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 加藤議員の一般質問にお答えをしております。

29年度当初予算の概要ということでございますが、主な事業ということでは、先ほど質問の中に各項目があったわけでありまして、おおむねその項目に基づいて回答をさせていただきますと、まず、土地開発公社の経営健全化計画、いわゆる平成27年から29年ですけれども、これに基づく土地の購入を、一部、28年度は事業の組み替えをしましたので29年度が金額が大きくなっております。3億512万000円ということでございます。

それから、地方創生の目玉にしております新築住宅借入利息助成でございますが、これは、住宅の土地を購入されて住宅を建てられた方に借入利息の残高に対して助成をする事業でございます。40歳未満の方に上限30万円を3年間継続するというものでございます。これは総務費でございます。

続いて民生費ですけれども、介護保険事業では765万000円を計上しておりますけれども、その中の一つで、新たな事業として生活支援コーディネーターを1名配置しております。これは、介護保険制度が改正になりまして住民主体のサービスの創出と多様な主体による生活支援、介護予防サービスの充実を図るといふことにされたところで、それぞれの地域に生活支援コーディネーターを1名配置するという内容のものでございます。これが765万000円の一部です。

それから、在宅育児サポート事業が296万000円でございますけれども、これは県知事が在宅育児での現金給付を29年度からやるということで、従来、県内の中山間の町村がやっていらしゃった事業を県が手助けをするということで、現金でいうと、上限を3万円のうちの2分の1は県が出すと、助成をするという内容でございます。全県下に、年明けだったでしょうか、提案がございましたけれども、市部のほうは結論が出ないと。29年にかけて結論を出すということですし、中山間は既に現金給付をしていらしゃるということでございまして、知事のほうでは3万円を上限に2分の1とする現金給付を主体とすると。主体とするというわけではなかったのですが、現金給付と、さらには現物給付もあり得るといふ御提案でございましたので、我が村は現金給付ということではなしに現物給付をしようということの方角づけを、現在の実態、保育の実態などを考えて、現物給付及びサービス利用料の割引等を行うということで上限2万円を限度としてやってみると。対象は10人ぐらいになるのではないかとということで、1歳未満でありますので、296万000円でございます。

それから衛生費でございますけれども、健康寿命延伸事業で206万000円。まの保健室事業を28年度に初めて取り組みをしたわけですけれども、これは健康寿命の延伸をやっということでのさきがけの事業であるといふふうにご考慮しておりますが、この健康寿

命の延伸については、さまざまな組み立てをして広がりを持たせながら展開をしていくことが必要だというふうに思うところでありまして、まちの保健室事業に加えて、御当地体操事業や健康ポイント事業などを実施をして健康寿命の延伸に向けた取り組みをしていくという内容でございまして、事業が206万〰〇〇〇円であります。

それから農業費でございますけれども、農地の中間管理事業に174万〰〇〇〇円あります。これは政府の方針に従って担い手の育成確保と経営基盤の強化を図るため、担い手への農地集積、集約化を促進する経費に利用するものでございますが、農地を担い手に集約をしなければならないという一方、自分の土地は自分が管理するというお方もあるわけでございまして、農地中間管理事業が全てという事業の組み立てになっております。圃場整備等も農地中間管理事業を間に立たせながら、将来の方向としては相続権なり所有権の同意をなしにでも土地改良事業ができるようにしようかという国の方針が今、議論をされ始めたところでありまして、事ほどさように農地の中間管理事業は重要性が位置づけられておるということで、我が村もそれを取り組みながら既存の農業者の方も支援をしていくということでありまして、これが174万〰〇〇〇円あります。

土木費でありますけれども、村営住宅の建てかえに向けた設計委託を行うものでございまして、319万〰〇〇〇円です。村営住宅、20世帯ございまして、そのうちの半数が単身世帯になっておりますので、家族世帯の入居を促進するという意味合いで、新たに単身世帯用のものをあの地に建設をしていこうという考えで、319万〰〇〇〇円の設計委託料を計上したところでありまして。

消防費でありますけれども、消防費は災害対策費ということで〰〇77万〰〇〇〇円を計上しております。〰〇77万〰〇〇〇円です。これは、福祉避難所である社会福祉協議会にLPガスによる非常用発電を設置して機能強化を図るということで、福祉避難所としての位置づけでの機能強化を図るということで、後ほど財源のほうでは出てくるかと思っておりますけれども、国が〰〇〇〇万、村が〰〇〇〇万、残りの〰〇〇〇万近くは社会福祉協議会がもともとの自分のところの基金を取り崩して、その福祉避難所としての機能をアップしていただくと。今は全て電気系統での冷暖房になってますが、非常時にはLPガスによる非常用発電機を動かすという内容のものであります。

続いて、教育費のスクールソーシャルワーカー活用事業でありますけれども、148万〰〇〇〇円を計上しております。148万〰〇〇〇円です。学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校、家庭、その他関係機関との教育相談体制を整備するという内容のものであります。子育て

環境が家庭等においても学校においても非常に厳しくなってきたわけでありまして、そこを補完する役割としてスクールソーシャルワーカーを活用しようという内容であります。県が推奨をしてらっしゃる体制でもあるというふうに考えております。が主な事業の状況でございます。

収入状況でありますけど、2番目になりますけど、29年度は村税が9億401万〇〇〇円余、対前年比では〇〇〇万ばかり減って約4.3%の減少でございます。地方交付税が3億〇〇〇万円、対前年比900万円増を見込んでおります。従来、福祉事務所を設置をした際には、これまで特別交付税で措置がされておりましたけれども、いわゆる従来福祉事務所が都道府県単位でやってらっしゃったのが市町村単位に移行してきたという全国的な動きもあって、特別交付税から普通交付税措置に組み替えになったということでございまして、普通交付税を3億〇〇〇万円にしたところであります。国庫支出金は消防費の国庫補助金で〇〇〇万〇〇〇円ですが、これは社協の非常用発電設備等に係る補助金が〇〇〇万円でございます。村債は3億〇〇〇万円でございますが、公共用地の先行取得事業債で2億〇〇〇万円、これは土地開発公社の健全化計画に関連した地方債でございます。それからわずかですが、わずかとは表現悪いですが、道路事業債で200万円、それから臨時財政対策債で〇〇〇万円でございます。全体的に例年並みの歳入を見込んでおるところでございますが、土地開発公社の用地にかかわる起債の関係で約1億円の増額の収入規模であります。

支出の状況では、先ほどの主な事業の回答の中でダブるところがありますけれども、総務費で財産管理が3億〇〇〇万〇〇〇円、これは土地開発公社の用地購入費の増による前年度比で〇〇〇万〇〇〇円でございます。事業費でいきますと〇億〇〇〇万〇〇〇円と。起債は先ほど申し上げたとおりで2億〇〇〇万円を充てるという内容でございます。健全化計画では27年から29年ということで定めておりますので、平成29年度中に全ての土地の購入を行わなければならないということと、長年課題となっております、積年の課題でありますけれども、土地交換の交渉の進捗状況によって歳出額も変動もあるという可能性を含んでおるといっております。消防費では、災害対策費で先ほど申し上げました福祉協議会に福祉避難所として指定をしておりますので、非常用発電設備を設置するというで〇〇〇万〇〇〇円の支出見込みであります。以上が支出の大きなところの予定でございまして、以上をもって加藤議員の平成29年度当初予算の概要についての答弁とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） ありがとうございます。

細かいところはこの後、当初予算の特別委員会が組まれますので、そのところで我々には説明がありますが、一般の方には中身というところがわからないわけですので、少しおさらいをさせていただきながら答弁をお願いをいたします。

まず、用地管理事業は、要するに28年度にできなかったものが29年度になって起債を借りての事業ということで、大方3億近いところを起債を起こされると思いますけども、どれぐらい、具体的に、今ありましたけど、もう一度。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 加藤議員の御質問にお答えします。

総額では用地管理費が3億〓512万〓000円ということで報告いたしましたけども、土地の購入については約3億〓161万〓000円ということで、それに対して起債を2億〓840万充てるということで御理解いただきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 新築事業、助成事業ですけども、これは今、何件ぐらいあって、対象が。これは非常に人気があるところで、30万の3年間で90万ということで、これは、今は今吉もたくさん建ってますけども、やはりこれは魅力だなというところがあります。これに附属して太陽光発電の補助もありますし、あわせて本当に都合のいい事業ですので、このあたりを少し。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 新築住宅の、一応780万ということで予算計上しておりますけども、27年度申請分が6件、それから28年度申請分が10件、それから新規見込み10件ということでもありますけども、今年度、今10件ということですが、まだ二、三問い合わせもあっておりますので、また補正等がある可能性もあるということでもあります。以上です。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 介護保険事業の生活支援コーディネーターのところをもう少し詳しくお願いをいたします。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 加藤議員の御質問にお答えいたします。

これは平成27年の4月から改正介護保険制度がスタートしました。それによりまして、当初、南部箕蚊屋広域連合に1名の生活支援コーディネーターを配置しておりましたけれども、これがやはり各市町村に置かないとなかなかコーディネーターさんの機能が発揮されないということで、

29年4月からは各市町村に1名ずつ生活支援コーディネーターを配置することになりました。役割といたしましては、高齢者が地域で生活をしていくためには介護保険制度だけではなくて、やはり地域の支え合い、この体制づくりが必要になってくるだろうということで、29年4月からはその体制づくりのために、地域にどういった資源があるのかとか、それをどう活用していけばいいのかというものを生活支援コーディネーターさんを中心に構築していくというものでございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 在宅育児サポート事業です。これはこの後も同僚議員から同じような質問が出ておりますので細かいところはお任せをして。2万が上限で、今県は示してるのは3万ですけど、本村は2万が上限で、県が1万、村が1万というところ。それで現金ではなくて現物を支給するという、もう少しちょっと詳しく。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 加藤議員の御質問にお答えします。

県の事業は先ほどおっしゃったとおりなんですけれども、本村は現金、現物、それから利用料といったものに該当になるということで、本村は現物を選択をいたしました。それにつきましては、やはり子育てに必要な用品等の購入にぜひ利用してほしいという思いから、そちらのほうを選択したものでございます。あと金額の設定につきましては、本村の場合はネウボラということで、母子健康保険の交付時、それから出生時、育児パッケージというもので現物の支給をしております。そういったものを総合的に判断して、月額2万円相当が適当だろうということで2万としております。そして、対象となる時は満1歳になるまでの最長10カ月ということで、年額でいきますと最大20万が限度ということに今予定をさせていただいてるところでございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 土木費ですけども、村営住宅、これ、説明では新しく5戸分を建てたいというところで、ちょっとそこ説明をお願いします。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 加藤議員の質問にお答えいたします。

村営住宅、現在20戸ありますけれども、そのうちの高齢者、また単身でおられる方が半数程度おられますので、そういったことを考慮すると、今の住宅が実際に有効に使われているかっていうと実際には使われてない部屋も多かったりということもありますので、いま一度見直しをと

ということで、そのうち今あいている部屋等の敷地を一度整理いたしまして、そこに5戸程度の単身用の住宅を設計、現段階ではまだ計画ですのでいろいろなことを考えていかなければいけませんけれども、単身用をということで、部屋の広さ、間取り等を考えながら設計の計画を進めて…（発言する者あり）あくまでも新たに建てるということですが、現在、住宅におられる方に移っていただくという考えであります。以上です。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） この事業は平成30年、来年までに、今回設計委託をして来年建てるという形ですので、これは鋭意対策をしていただきたいと思います。

消防費のガス式の非常用電源、社協につけるところ。国が11000万、本村が11000万、それで社協が916万出すというところの事業で、電気が落ちたときにガスで発電するというところの新しい発想かなというやなところで、推進していただきたいと思いますが。

最後に、教育費、スクールソーシャルワーカーについての説明をお願いします。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 加藤議員の御質問にお答えします。

スクールソーシャルワーカーを配置をするというところですが、週8時間、それを50週ということで、1日丸々お勤めということではなくてパート的についていただくわけですが、問題行動等、いろいろな家庭でお困りのこと、学校の生活でお困りのことの子童に対して学校と家庭をつなぐ、学校と関係機関をつなぐという、つなぎ役という、校内整備をしていただくということです。社会福祉士等の資格をお持ちで、経験があって、そういったつなぎ役ができる方ということで考えております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） まだ関係する質問がございますので、私のほうはこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋井 満義君） 以上で加藤議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（橋井 満義君） 次、松田悦郎議員の一般質問を許します。

○議員（9番 松田 悦郎君） おはようございます。9番、松田です。

最初に、ふるさと納税制度の考えについて質問します。

地方創生の注目要素の一つとしてできたふるさと納税は、生まれ育った地方の自治体に都会の住民が恩返しできる仕組みとして、2008年、平成20年からふるさと納税寄附制度が始まり、

9年目を迎えています。全国の自治体では多くのふるさと納税に理解を深めようと返礼品など知恵比べが盛んに行われていますし、日吉津村でもふるさと納税に多くの理解者に恵まれて多額の寄附金が集まり、その寄附金でさまざまな事業に使われてる現状があります。

しかし最近、この制度に対してさまざまな疑問の声が上がっているのもまた事実であります。全国の自治体の中には寄附集めの競争をあおったり返礼品の高額化を奨励したりして、その結果、税金の落ち込みがひどい自治体もあらわれたり、社会問題となりつつあるとも言われております。また最近、報道の中で、全国の自治体の中で初めてということですが、返礼品は今年度で終了し、終わりなき競争からひとまずおり、返礼品ではなく、自然や文化、事業を応援したいという埼玉県所沢市もあらわれました。また最近の新聞記事によりますと、総務大臣から是正策の検討を急ぐ考えも発表されております。

私はふるさと納税を否定するものではありませんし、日吉津村のためには大いに必要であると考えますが、将来的に考えると日吉津村もいつ税金の落ち込みが起きるとも限りませんが、国の制度がある以上はやむを得ません。しかし、今後のふるさと納税制度を考えたときに制度そのものについて考えるべきだと思いますが、日吉津村としてはどのような考えか伺います。

次に、除雪対応の課題について伺います。

ことしの大雪は1月23日から24日と2月11日、2回にわたり大雪に見舞われて、県内各地で車の立ち往生や渋滞などさまざまな被害があり大混乱となりました。思い出すのは6年前の12月31日から翌日にかけて予想もしていない大雪に見舞われ、多くの事故が起きた大災害がいまだに記憶に新しいです。今回の大雪も予想していない村民の方も多くおられたと思いますが、除雪作業で大変苦勞されたと思います。また、村行政は県より早く早々に対策本部を立ち上げて、村民の不安を少しでも和らげようと早朝より村内の除雪対応などがなされたと聞いております。しかし、多くの村民より苦情の電話が鳴りつ放しという現実もあったようです。6年前の反省を含めて、このたび2回の大雪に対し、行政としての除雪対応の課題などについて見解を伺います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 松田議員の一般質問にお答えをいたします。

最初に、ふるさと納税制度についての質問をいただいております。ふるさと納税は都市と地方の税収格差を是正するための制度であるということで、ふるさと納税の受入額は近年我が村でも急増しておりますし、昨年はネット決済ができるようにしたら一気に〓〇〇〇万まで膨れ上がったということでもあります。いろんな外部的な要因で左右をされます。28年度で考えたときは、

熊本のほうの地震があって、あちらのほうに余計行くのではないかというような気もしますし、鳥取県は熊本県のふるさと納税を肩がわりして事務処理をされるというようなこともあっておりますので、その納税される国民の皆さんの意識や、そして思いの違いが如実にあらわれる制度であるというふうに考えております。通常我が村では、2015年度から寄附金のうち1000円を超える部分が課税控除とされるようになって個人が寄附しやすくなったということと、先ほど申しあげましたように、27年の12月1日からインターネット決済ができるようになったということで大幅な寄附金がふえたということでございまして、ふるさと納税は高所得者に有利な制度になっておると。

現在のふるさと納税の制度が本来の趣旨からそれて、特典を目当てにふるさと納税を行い、寄附の使われ方に関心が薄くなっておるということも実態であるというふうに考えます。ふるさと納税をいただくうちの4割を超えるものがふるさと納税の返礼の経費にかかっておるという実態がありますので、もっと高いところもあるのかなという気がしておりますし、我が村は従来、大型物販店の商品券を返礼品につけておりましたけれども、これは換金性が高いということで総務省から指導が、直接はありませんでしたけれども、県を通じてそんな話があったり新聞報道で上げられたりしましたので、それはやめたということで物品に絞って、さらにインターネット決済のほうが大きかったのかなというふうに思います。去年の1000万円はなかなか28年度は入りにくいという状況がありますが、去年から見れば半分になるのではないかという気がしております。

そのようなところで、何と申しますか、変動が日本の国内の状況によって変わるということでもありますので、非常に不安定なものになっております。定額的な税収の確保ということにはならないということもあります。

質問の中にありました、埼玉の所沢が競争からおりるとするのは都市部としてやっぱりマイナスのほうが大きいのではないかなというふうに、今聞いた話の中で判断をするやなところであります。ある意味、ふるさと納税は自治体がふだんできないことを、こんなことをやればいいのになというような地域活性化や復興支援の方策として有効であると考えて、本村もどちらかといえれば都市部の税額をいただく立場でありますので、現段階では有益であるというふうに考えておりますけれども、日本全体で見て、客観的に見た場合にこれが税として公平なものであるのか、いわゆる均一なものであるのかという税の趣旨からすると、やっぱり多少論点が違うのかなというふうに考えるところであります。

企業に対するふるさと納税も出てますけれども、これは特典がありませんのでそんな動きはないというようなことであります。企業で考えたときには、企業の事業主が例えば隣の町に住んでら

っしゃって、ふるさと納税の要請をうちがするというようなルール違反も実は現実的には起きております。高額納税者ですから、隣の町の。事業はうちでしてらっしゃって、でも個人所得は隣の町に置いてらっしゃいますので高額所得者なんです。それを私が、村としてふるさと納税を村にしてくださいというような、どっちかといえばルール違反の税の確保策もやられたというようなことも聞いておりますので、そこまで至ってしまうとやり過ぎだなというようなことで、そんな反省点もあるのではないかというふうに思います。

本村としては今後も行き過ぎたお礼はしないものの、本村なりに知恵を絞りながらふるさと納税のプラス面をさらに生かす方向と、それから、使い道の部分をしっかりうたい上げていかなければならないと、ただ返礼品のよしあしではないと。とにかく我が村にとって、こういうことに使うので、ぜひ御理解をいただきたいという訴え方になっていくべきだというふうに思いますので、当面はそういうことだというふうに思いますが、どこかの段階でこのふるさと納税制度は政府のほうがある程度手を入れられるのではないかというふうに思ってますけれども、かつては都市部に集中した税源を、例えば1000億円規模で東京とか関東の経済圏から国が吸い上げて地方に再配分された歴史などもあります。それは国がやられることであって、我々は助かりましたけれども、やられる側、いわゆる東海道沿線の工業都市にとっては非常に痛手の政策だったなというふうに思います。ですから、そこら辺では税の均一性や公平性や、そしていわゆる地方と都市の偏在性を是正するような税になっていかないと、我々住民サービスを守っていかれないのではないかというふうに考えますが、今の段階では非常に役立っておる税制だということでありま

す。

次に、除雪対策の課題についてですけれども、本年は御案内のように1月中旬と2月中旬の2回に大雪に見舞われまして、交通障害や農作物の被害が発生したところですが、1月の下旬の分については、災害警戒本部を設置して道路や通学路の交通を確保するために、県道等の幹線道路及び幹線に接続する村道等について除雪を行ったということでもありますけれども、道路の狭い集落内の道路については、小型除雪機を活用して一部の自治会では除雪を行っていただいたということでもあります。特に1月の下旬の寒波は、曜日でいうと月、火、水が一番最中でしたので、月曜日に40センチ降って火曜日の朝からまた20センチ降ったということで、非常に雪の質が、何と申しますか、かたかったり重かったり、そして気温が低かったということがあって、うちの除雪対応の従来の1次除雪が15センチとか20センチとかの除雪対応では到底できなかったということがございますので、この件については本当に不十分さがあったということでお断りをする次第であります。

22年から23年の大雪の、一晩に89センチ降ったということだったと思いますけれども、あれを受けての対応ということで考えたときには、あのときには年末から元旦にかけてということで、一気に降ってその後の降雪はなかったということで、うちの村は4日には全線があいたと思ってます。3日からあいて4日には全線があいたと。まだ周辺の周りはあいてなかったと、周辺の自治体はあいてないけども、我が村の幹線はあいておったということだと思いますけれども、それでも今回の1月の下旬の雪はやっぱり降り方が違っておったと。23年のときと比べると降り方がまた、自然現象といいますか、違っておったということで、やっぱり23年の反省をして、冬季になりますと機械をレンタルしてタイヤショベルの小型のものを置いています。23年の大きな雪が降ったときには民間会社のグレーダー等を借り入れてやったわけでありまして、その後は3トン車のトラックの前に排土板をつけた除雪機で2台で対応をするようにしておったところでありまして、今回その2台がどうにもならなかったと、はじいてしまったと。雪が非常にかたかった、固まってしまったということでありまして、路面に固まった雪がとれたのは水曜日の夕方からです。これは大きなタイヤショベルを借り入れてきてやっとできたということですので。タイヤショベルなり除雪機で我が村で一番課題は、道路幅員が狭いので、ホイールベースの長いタイヤショベルは県道とか村道とか真っすぐ一直線でないと行かれないと。カーブを左折したり右折したり、交差点を右折したり左折したりできないということで、ここが一つ課題です。

それから、3日目の夜にタイヤショベルを入れましたけども、タイヤショベルの大型でこれを、道路に固まったやつをはぎとってやっと車は通れるようになりましたけども、その雪の捨て場がなかったと。道路に即住宅がありますので、雪の捨て場がないということが課題である。

それからもう一つは、先ほど申し上げましたけども、小さい道路は行きどまり道路等がかなりあるわけですが、行きどまりの道路は機械で除雪をしてその先に持っていくところがないと。その家の前に置くような格好になりますので、やっぱりこれは難しさがあるということで、この辺は地域の力にお世話にならんと無理かなということと、それからもう一つは、2回目は、2月の中旬の雪は土曜日からでしたので、対応も早かったということもありますが、比較的何とか除雪ができましたけれど、土日だったということも助かったと思ってます。1回目は、1月の下旬は月曜日、月、火、終日でしたので勤めの方は大変御苦労をかけたけれども、一つお願いとしては、こういうときにはなるべく家にいていただくということも一つの方法だというふうに考えます。それは少なくとも3日、4日分の食料は各家庭で確保が常にしてあるというふうに。通常の買い物の中で各家庭でも3日、4日は耐えられますので、今回のようにライフラインという

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 続きまして、総務省の総計によりますと、2016年度の住民税の軽減額は999億円となっておりますが、この赤字額の対応は、今の制度からは国から75%を地方交付税で補填しとるという制度になっておりますけれども、日吉津村でこのふるさと納税によって住民税の軽減なんていうのはあたりはするのでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 松田議員の質問にお答えいたします。

日吉津村内のふるさと納税による住民税の減少はということでのお尋ねだと思いますけれども、人数的には27年の申告で10名ぐらいおられました。ちょっと金額については、今、手元にはっきりした数字を持っておりませんが、人数的には10名程度でした。現在、今確定申告期間中ですので、28年分についてはまだはっきりとした数字はわかりません。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 前田室長、大体これでどれぐらいな程度の落ち込みというか、少なくなった額というのはおよそどれぐらいになるかわかりますか。

○議長（橋井 満義君） 前田出納室長。

○会計管理者（前田 昇君） 松田議員から御質問をいただきましたが、特に税の内容について私のほうが直接把握する立場にございませんけど、経験上で少し言及すれば、本村の住民の方がふるさと納税をされることによる村内の住民税の減税というのは、それほど大きな影響にはないんじゃないんじゃないかというふうに推察はしております。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） わかりました。それほど影響はないということなんですね。

続きまして、返礼品についてですが、この返礼品の購入費の比率が大体1割程度というふうに言われつつあると思うんですが、全国では43%も超えるという返礼品があるようなんですが、日吉津村としては返礼品って大体何%ぐらいに抑えておられますか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 27年度は35%ぐらいでしたけど、現在は40.3%程度ということで、約4割です。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 4割って結構高いですな。総務省のほうでは、それから全国の知事会の何とか知事さんは1割程度で戻るのが本当だないかというふうに言われておりますが、こ

これは引き続きこの程度の4割ぐらいでいかれるということですか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 今のところは4割程度ということで見込んでおります。予算上は、29年度は11000万のふるさと納税に対して11000万円の返戻金を予定しておりますので、ちょっと4割ではないかもしれませんが、実績的には4割程度を見込んでおります。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） しつこいようですが、4割というのは、この辺の市町村、県内の自治体では大体これぐらいなんでしょうか、それとも日吉津は飛び抜けて多いでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 特別秀でたものではありませんと思っています。

競争になってはならないということですが、例えば鳥取県内のふるさと納税の返礼品で一例を挙げますと、カニに限って言うと、境港がカニ、米子がカニ、それから赤碕がカニ、それから倉吉がカニ、鳥取市がカニ、まだ恐らくあると思います。ところがカニが上がるのは境港と賀露しかありません。ですから、うちげもカニでもいいわけですが、でもカニはとても。例えば2万円でふるさと納税をされてカニを2枚もらうっていったって11000円じゃあ。よく御案内のように、2枚で11000円のカニはたかだかなもんだという気がしてますので、カニの値段がふるさと納税の時期には上がっておるといふようなことですので、全体的にはそんなもんだらうと思っておりますが、そういう意味では、1割でふるさと納税の返礼品になるようなものがあるかという、それは逆にかえって難しい、探すのが難しいというのが実態で、当初のころは、いわゆるある某所の商品券を返しておって、それは非常に喜ばれましたけれども、20%でしたのでそれさえもなかなか伸びんという実態からすると、やっぱり物にして、ある程度4割程度のところでみんなが競い合っておるといふところだと思っております。あとは商品の、何と申しますか、希少性や珍しさやうまさなどで判断を、納税をされる方がいらっしゃるのが実態かと思えます。えらい散漫ですけども。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 知っておられると思いますけども、宮崎県の都城では牛1頭だとか、焼酎が1年分だとかというふうな返礼品があるようですけども、そこまではいかんと思うんですけど、村長の説明、わかりました。

続きまして、ふるさと納税で自己負担額11000円の額でやれるんですけど、ちょっと聞くんですけど、この根拠と、この11000円はどこに行くんですか、わかりますか。

たらお願いしたいんですが。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 企業版ふるさと納税ということで、俗に地方創生応援税というような言い方だそうであります。今までは企業が自治体に寄附しますと約3割の、寄附額の3割の軽減が受けられてたものが、この企業ふるさと納税をすると6割軽減されるというのが企業版のふるさと納税ということで。ただ現在、11月ぐらいの時点では157事業が国の認定を受けてさされてるということで、たしか鳥取県も企業版ふるさと納税をされてるというぐあいに思いますが、これからその事業の実施に入る段階だというぐあいには聞いております。ですから、まだこれから企業版ふるさと納税が進んでいくのではないかなというぐあいに思っております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） わかりました。

続きまして、雪の関係に移りたいと思いますけども、最初に、今回の大雪で村内の農家の方やらそのほかの方の被害なんぞはあったんでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 松田議員の質問にお答えいたします。

現在把握しています農家の被害といいますとビニールハウスが潰れたというところで、この部分を把握しております。また、あと作物につきましては、まだ今後、どういう状況か出荷のぐあいにより影響出てくるとは思いますけども、具体的な被害額というものは把握しておりません。以上です。

○議長（橋井 満義君） よろしいですか。

松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 被害額のほうにつきましては、県のほうと今回の雪についての今後の対応というものはまだ具体的なものは出ておりませんが、その分にあわせて被害額を把握したいというふうに考えております。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） わかりました。

先日から行われておりました行政座談会の中で、いろいろ自治会に回ったと思うんですが、その中で、相当この除雪方法などに不平不満とかいろいろ意見があったようなんですけども、大体どのような意見が多かったんでしょうか、ちょっとわかったら教えていただきたいなと思

ます。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 松田議員の質問にお答えいたします。

まず、一番多かったのがわだちという関係というところの部分と、あと幹線道路といいますか、道路のすれ違いができないという、そういう部分のところが多くありました。また家の前の除雪といいますか、家の前を除雪した後にまた除雪車が来て、そこに雪がまたたまってしまっとうと思っとうたの出れないというような、またかかないといけないというような、そういうところの部分が多かったと。あと交差点部分でのスタックといいますか、そういう車がとまってしまっとうたの通行ができない、そういうものが多かったと思います。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 続きまして、除雪業者についてなんですけども、日吉津村は何社と契約されて、今回の除雪に何社が協力をされたのかわかりますか。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 松田議員の質問にお答えいたします。

除雪業者といたしましては、日吉津村では2社と契約しております。1つが3トンドンプとかそういうものでとるものと、もう1台がショベルの形で主に公共施設等を除雪する2社であります。今回は、3日目につきましては応援をしていただきましたけども、あくまでも除雪業者から応援をしてもらって対応をしたということで、一応、契約のほうにつきましては2社で対応いたしております。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 2社ということなんですけど、大体2社で村内やるといったら相当時間がかかりますわな、当然、ねえ。次の質問しようかと思ったんですけど、今回、国道やら県道、特にうなばら荘の前のうなばら荘線ですか、あそこやら、各大きなスーパーなどは手早く、商売とか何かかかっていると思うんで除雪が早かったんですけどね。村内ではまだまだいっぱい雪があっただけど、そういうスーパーでも国道、県道は早かったんですけども、結局、除雪業者というのは限られておられると思うので、いつ雪が降るかわからないもんですけども。このスーパーやら国道、県道で素早く来ていいのはいいんですけども、村道になかなか業者が回ってこないということは、2社って言われましたけど、2社で十分なんですか、今の村のほうの気持ちとしては、2社の業者と提携なんだそうですけども、2社で十分と思われるんですか。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 松田議員の質問にお答えいたします。

今までは前回の経験を踏まえまして素早く除雪をするということにメインを置いておきまして、1社のほうの形では西部管内では一番たくさん除雪の機械を持ってる業者でございまして、この業者で通常の雪ですと半日程度で十分村内を一気に除雪ができるというような状況でございます。ですから、去年とかその前とか、また2月の雪のほうにつきましても、そういうスピード重視の対応でしておりましたし、いかに効率的に除雪をするかという、道路の道順とかそういうものを考慮しながらしておりましたけれども、1月下旬につきまちはちょっと固まってしまって、今までスピードを重視した除雪車ではなかなか対応し切れなかったということで、大型の除雪機を持ってきまして何とか対応したということでございます。たくさん業者があるにこしたことはないかなとは思いますが、なかなか契約してくれるところもございませんので、今回の反省といたしましては、今まで早朝のほうの部分の除雪だけのこととか、そういう24時間の対応してくれる業者というところだけを考えておりましたけれども、例えば他の施設が終わってからできるとか、そういう部分も含めてのちょっと除雪車の業者の状況を把握して、素早く村内の対応ができるような形での業者の確保というものも検討したいと思っております。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） わかりました。

最後に、この大雪の関係で、大雪以降に新聞見てましたら投書欄にいろんなことが書いてあって、その中の一つをちょっと紹介しながら最後にしたいと思うんですが、この投書はある自治会のほうの話なんですけども、自治会員の働きかけで朝から総出で除雪作業が始まりました。農耕用のトラクターを提供して雪をかく人、軽トラックを提供して運ぶ人、かいた雪を軽トラに積む人、軽トラからおろして捨てる人、途中には熱いお茶を持ってきてくださる人など自主的な方法で参加されておりました。雪の降る中、夕方4時まで作業をされ、本当に心強く感じさせていただきましたというような内容の記事が載ってまして、この記事を見てから、後半に降った雪の後、ちょっと車が出れませんが、うなばら荘のほうまで歩いていっていろいろ用事済ませて、帰り際に海川のほうを歩いて帰りましたら、海川の自治会かどうか知らんなんですけども、総出で若い人が、今このような文章を読んだようなことをやっておられまして、ああ、これがやっぱり自治会でやらないけんのかなと思って、それから私は家へ帰って、隣家の方に声かけしながらうちの前の雪かきを総出でやったということがあるんですけども、本来いって、今読んだようなことは自治会がやるべきなのかなと思うんですけども、これはやっぱり自治会もなんですけど、行政側として自治会と一緒にちょっと検討しながらこういうやり方というのをすべきではないかと思

うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） まさしく地域の力というのはそんなことだと思ってます。自治体そのものは地域活動をどんなに支えていくのかということが大きな役割になっております。でも除雪のような自然の成り行きに対しては、ある程度行政も力を加えていかなければならないということだと思っております。ですから、それがうまいぐあいにかみ合っていけばいいなということと、それから、自治会の家庭の状況や年齢の状況も違うということもありますので、そこら辺も判断をしながら、そのような自治会活動ができるところはありがたいなというふうに思ってますので、今回も人工透析に行くので除雪をしたけども車が出ないということがありましたので、そういうときには緊急を要するというので、職員に行きて除雪の応援をするよというので、職員がスコップを持って行きましたけれども、そういう対応も出てくるということですし、家から出られないので除雪をしてくださいという話が3日目に入ってきました。どういうことかなと思っただら、高齢者が1人住まいで午後訪問ケアサービスを受けるということでしたので、訪問に来られる車の駐車スペースをつくってほしいということでした。でもそれはちょっと違うなということによくよく聞いたら、訪問のサービスをする人が徒歩で行かれるということがわかりましたので、除雪は待っていただいたということなんです。

ですから、日常生活の中ではそんなかわり方が必要かなということ、またそれをカバーできるのは自治会の力だと思っておりますし、それを連携していくのが自治体だというふうに考えますので、どちらが主体性ということではないですけども、そういう取り組みがあったということでは、自治会の中でも自治連合会あたりでもお話をしてどうがいいのかと。それはそれぞれケース・バイ・ケースだと思っておりますので、そんな取り組みも良としながらもさまざまなケースがあるのではないかなというふうに考えておりますので、そういう自治会との連携をする、自治連合会で話をしてみるということもお答えをして、答弁とさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 以上で質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で松田議員の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） ここで暫時休憩に入ります。再開は10時30分より行います。休憩に入ります。

午前10時17分休憩

午前 10 時 30 分再開

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

通告 3 番、議席番号 7 番、山路有議員の一般質問を許します。

山路議員。

○議員（7 番 山路 有君） おはようございます。7 番、山路です。ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問に入らせていただきます。

入る前に一言述べさせていただいて、一般質問に入りたいというふうに思います。スポーツを通した青少年育成にかかわり、43 年となったところでもあります。この間にかかわったたくさんの子供たちが今地域の中核となって頑張っている姿を見て、私自身がやる気と勇気をもらっているところでもあります。先月 2 月 26 日に行われました西部地区の社会教育大会において、以前にかかわった子供たちが町村の指導者として今再び地域の子供たちの育成にかかわり力を注いでいる姿を見て、頼もしく、また、よう頑張っちゃおうと声をかけるところでもあります。現在、全国各自治体では、地方創生施策に取り組んでいる真っ最中でもあります。そこには情熱を持った人が常に必要であります。皆さんも御存じのように、この人、つまり人材育成にはハード事業とは違い、10 年、20 年と時間を要することを痛感するこのごろであります。我が村の学校教育、社会教育、社会体育の取り組みに理解を示す 1 人であります。

本日の一般質問、住民の皆さんに直結した質問をしたいというふうに思います。

まず 1 点目が、子育て支援のより充実を、2 点目が、職員が村内に足を運ぶ施策を、そして最後に、3 点目は、ボランティア活動の保険対応はということで、この 3 点について質問をさせていただきます。答弁により再質問をさせていただきます。

まず、1 点目の子育て支援のより充実をということで、鳥取県では子育て支援施策の一環として、1 歳までの乳児を家庭で保育する世帯に給付金を支給する施策を打ち出しております。我が村の対応はということで、先ほど同僚議員の質問でも村長のほうから内容説明があったところですが、この一般質問を提出時点では、やるという話は聞いておりますけども、内容についてはまだ聞いておりませんでしたので、この時点で少し詳細についていま一度お伺いしたいというふうに思っております。

2 点目が、「住むなら日吉津！子育てなら日吉津！！～待機児童ゼロ～」、地方創生キャッチフレーズでもあります。このような立場からも早い段階で子育てゾーン、つまり保育所、児童館

等の建設計画を示すべきでないかということで、この大きな1点目について2つの質問をしたいというふうに思います。

そして、大きな2点目として、職員が村内に足を運ぶ施策をということで質問をしたいと思います。

コミュニティ活動の推進を掲げる我が村であります。地域の活性化につながるものと理解しております。住民の皆さんも仕事を持ちながら地域活動等に積極的に協力いただいております。しかし、いざ地域、自治会に帰れば、肝心のコミュニティ活動旗振り役の職員の顔がないに等しいと。この質問に関しては、住民の方からもぜひこういう質問をしてほしいという声がありましたので、ここに立って質問をするところです。

ふだん住民との人間関係づくりができていないため、災害時等の対応一つとっても理解してもらえない部分が多いように私は思っております。また、村の事業に住民参加が少ないこととなっております。あらゆるところに弊害が出ているように思います。これは日吉津村に限らず、他町村でも同じようなことが言えると思っております。役職の立場だけのコミュニティ活動主導では参画と協働は難しいと思っております。少し村の施策として職員が村内に足を運ぶ、対話、また会話することを推進してはどうかということで、一度村長の見解を求めたいというふうに思っております。

そして、最後の3点目は、ボランティア活動の保険対応はということで質問をいたします。

村民の皆さんの積極的なボランティア活動に感謝する次第であります。このたび除雪作業による死亡事故、これは南部町で起きております。また、通学路の交通安全立ち番の方の死亡事故、これは益田市で発生しております。こうした事例を前提に、以下の2問について質問をしたいと思います。

まず1点目は、少なくとも上記2例において、我が村では自主的に行ってもらっている部分があります。村として該当者の保険対応はどのように考えられているのかということで、先ごろ行われました行政懇談会でもこの保険対応、例えば除雪、自治会で持っております除雪機の、そのあたりの保険対応はどういうふうになってるかという質問も出たというふうに聞いております。回答はなかったというふうにも聞いております。このあたりどういうふうに考えられているかということをお聞きしたいというふうに思います。

そして2点目が、このたび国道431号線沿い、県道入り口、通学路に面した場所にコンビニが建設中であります。村道2号線十字路、そしてコンビニも近いうちにオープンと聞いております。いや、もうこれは3月1日オープンしておりますけども、今後の安全確保、つまり通学路も

含めてどのように考えられているかということ、村長並びに、この部分については児童の通学路ということもありますので、教育長の見解もお聞きしたいというふうに思います。よろしく答弁をお願いします。終わります。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 山路議員の一般質問にお答えをしております。

最初に、子育て支援のより充実をとということでございまして、鳥取県知事が1歳までの乳児を家庭で保育する世帯に給付金などを支給する施策を打ち出されているけれども、我が村の対応はということでお答えをいたします。

本村ではこの取り組みに対しては、29年度から県の事業にあわせて保護者の育児と仕事の両立支援を積極的にしていくということで取り組んでまいります。さらに支援の対象を在宅育児へも広げると、いわゆる現金給付をしないということにしました。現物給付をするということにしたところでもありますので、そういう意味では現金を給付するというのではなくに現物で在宅育児を支援をしていくという、これまでの支援をさらに広げるという方向にしたものであります。そのサービスの内容としましては、まず粉ミルク、絵本等の現物給付、ファミリー・サポート・センター等のサービス利用料の負担軽減などを行うこととしております。さらに、お子様のお祝い事にうなばら荘を御利用していただいた場合の利用料を助成することも考えております。

従来、ネウボラの日吉津版をつくろうということで子育てに重点施策をしてきました。それから先ほどもお答えしましたが、育児パッケージによってその節目節目に現物給付やサービスを提供してきたところでもありますので、そのサービス給付の幅を広げていくという方向で、我が村は県の施策に対応をしていきたいというふうに考えておるところでもあります。対象となられる子供さんは保育所を利用していない1歳に達するまでの子供さんでありまして、育児休業給付金の支給を受けてない保護者で、一世帯あたりの年額の上限は20万円相当を考えております。市部においては、この県の提案に対して29年度中に結論を出すということでもありますので、1年おくれになられるかなということで考えたときに、うちは現物給付でいくよということにしましたので、西部地区に2つの市がありますので、ここが決して現金給付という選択肢はないのであろうなというふうに僕は考えて推測をしております。29年度中に市部は結論を出されるということですので、その結論によってもまた29年度以降は変えていかなければならないかもしれませんけれども、とりあえず現物給付で子育てを充実させていくという考えでおるところであります。

中山間においては、現金給付はこれまで3万円を上限にしていらっしゃるところが町としてありますので、それは県が半分責任を持ってくださるという対応に変わったということでもあります。

ので、それは喜ばれる制度かなというふうに思っておるところですが、我が村はあくまでも現物給付や現物のサービス給付をしていくということでありす。

2つ目の、早い段階で子育てゾーン、保育所や児童館の建設計画を示すべきではないかという御質問をいただいておりますけれども、保育所は喜ばしいことに毎年定数を超えるような状況があって、逆に入所がうまいぐあいに受け入れることができるかなというような懸念をしながら1年間を過ごしておりますけれども、待機児童ゼロで保育を、子育てをしていくという方針を出しておりますので、この方針を変えない方向でありますし、27年度から小規模保育所が2カ所設置されて、ゼロ歳から2歳までについては、増加する保育ニーズに応えることができているということでございます。今、小規模保育所で、一応定員が15と15ということで30でスタートしましたけれども、一方では15を超えて、最大19まで受けられますので、それに近い数字を受けていただいておりますということでございまして、子供さんが産まれる数に応じて保育の需要が伸びるということでもありますけれども、いわゆる我が村で見るとは、物でのサービスもですけども、保育のニーズは非常に高いというふうに思っています。隣の町でもそういうことは起きておるとこのようですので、あくまでも待機児童ゼロということを目指していくことが大事なところでもあります。

そういう中で、いわゆる施設が手狭になってきておるといのも実態でありますので、そして児童館においては毎年100人近い入館希望者があります。児童館は我が村の学童期における子育ての拠点施設となっておるとこのところでもあります。この両施設は近隣もさせています。いわゆる隣同士でありますし、建ってから相当経過年数がたっておるとこのことや、それから、保育や学童の放課後の居場所として非常に重要であるという位置づけも、特に村内に転入されてこられる方の選択肢にもなっておるとこのことも聞いておるところでありますので、重要な拠点であります。そういう意味では、子育てを一体的にやっていくということでは、建設については一体的な議論をしていくべきではないかというふうに考えておりまして、建設計画を示すべきではないかというふうな山路議員からの御質問ですけれども、29年度からまだ白紙の状態での議論をしていきたいと。住民の皆さんからアンケート等を伺ったり、どんな施設が望ましいのか、どんなことが今求められておるとこのことという検討を始めてまいりたいということをお答えをさせていただきます。これ、かつても、12月議会でもたしかお答えをしたと思っておりますけれども、29年度から子育て関連の施設の整備について、改めて検討をするということをお答えをさせていただきます。

次に、2番目の職員が村内に足を運ぶ施策をということではありますが、各担当が業務の中で村

民の皆さんと接しながら、内容等を十分聞きながら業務を進めておる現実の中で、職員の顔が見えんなどというお声があるということの質問かと思いますが、自治会ごとに行政懇談会を例年開催をしながら、また随時では課題に応じて住民説明会をするなど、村民の皆さんと対話のできる行政運営に努めておりますけれども、差し当たって29年度は国民健康保険の都道府県化という30年からの国の方向がありますので、29年度は村民の皆さんに国保の都道府県化という個別課題についての住民説明会を持っていく必要があるかなというふうに考えております。

また、そのほかの事例として、まちの保健室というのは28年度から進めましたけれども、これもさらに繰り返し繰り返し、村民の皆さんの健康寿命を延伸するためにやっていかなければならないというふうに考えますし、このまちの保健室は自治会へ出向いてやってますけれども、ヴィステの利用も考えられるというようなことで、さまざまな面からもっと住民と接する機会をふやしていくことが私自身は必要だというふうに思っております。そのほかでは、各種講演会や研修会などに積極的に参加するよう努め、見聞を広めるとともに、村民と対話をしながら村民の声を聞くよう取り組んでおります。

職員の育成についてでありますけれども、平成16年度より各自治会へコミュニティ計画づくりを提案し、役場職員が支援スタッフとして各自治会に3名を配置しながら参加をして、その中で住民避難マニュアルを作成するなど実施をしてきました。現在では、暖談塾、今吉でありますけれども、役場の支援スタッフが参加しているだけとなっておりますので、このコミュニティ計画づくりにかかわらず、各自治会に支援スタッフを配置をするということを改めて見直しを図っていきたいというふうに考えます。ただ、これは自治会長さん方の御都合もありませんから、その辺を議論しながら支援スタッフとしての配置をしていきたいというふうに思います。

それから、常々職員に言っておりますのは、これは基本的なことでありまして、我々は役場の職員という肩書をとってしまうとそこに住む住民でありますので、役場の職員はそれこそ行政に対する自治会に帰ればスペシャリストであるわけでありまして、リーダーであるわけでありまして、そこでは地域住民の一員として役割を果たすべきだということを言っておりますので、そのことをさらに徹底をして、地域の住民としてどんな立ち居振る舞いをするのか、その結果としてそれが役場の職員だったということになっていくような、役場の、行政の職員であり続けなければならないというふうに考えますので、そのようなことを考えながら、自治会とも協議をしながら、自治会の支援スタッフを再配置をするということや職員の人材育成に努めてまいりたいというふうに考えて、2番目の職員が村内に足を運ぶ施策をということのお答えとさせていただきます。

3番目のボランティア活動の保険対応はということではありますが、南部町の死亡事故はうちの

除雪機と全く、歩行型ですけども、ロータリーは径で60センチぐらいありますので、非常に大きなもんです。それも町が業者に委託をしていらっしゃってるので、町の立場ではあってはならないことではありましたけれども、委託を受けた業者の職員が事故に遭われたということですので、おのずと行政の対応は違ったものがあるかなということですけども、あってはならない事故でありました。

それから、益田の交通立ち番においては非常に、娘さんだったでしょうか、も亡くしていらっしゃったということと、このたび御本人が亡くなられたということで本当に痛恨のきわみでありますけども、交通立ち番はそれぞれの地域の子供を思う純粋な気持ちでのボランティアでありますので、そこには行政が保険介入をしていくというのは一定の限界があると。交通指導員さんあたりには保険を掛けてますし、それから、村内のイベントではその日ごとの事業保険を掛けておりますので、恒常的にボランティアをしていただくという方については、また違った立場での身分保障をしなければならないということが起きるのかなというふうに私は思ってます。

それから、今回の大雪に対する除雪でありますけれども、自治会に貸し出しをしております除雪機については、当然安全を配慮して使っていただくという前提はありますけども、これは自治会に貸し出しをしておるものですので、自治会のほうでその辺の配慮をいただきたいというふうに思います。それから今回、はた目にはわかりませんが、小型除雪機で自治会を越えて歩道の除雪をしていただいた方がございます。この方については委託という形をとっておりますので、この方については委託をした上での事業ですので、事故が発生すればまた行政の責任はそれなりにあるというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上がボランティア活動の保険対応はということでありまして、この中で交通安全対策ということにも質問が及んでおりますのでお答えをさせていただきますと、村道2号線につきましては、昨年2月にカラー舗装を行って1年がたちました。運転者への注意の喚起としては一定の成果があったと思っております。ただ、それで全てが改善したというわけではありませぬので、引き続き信号機を設置できる用地の、用地といいますか、幅員の拡幅に向けての改良の方策を、地権者がいらっしゃいますので、そのようなことの議論を地権者の皆さんと進め始めたということはこれまで報告をしたとおりでありまして、引き続き、時間を要すると思っておりますけれども、努めてまいりたいというふうに思います。

次に、431号線の村道役場線と県道交差点に3月1日にコンビニがオープンしたということですが、注意喚起をしてまいりますし、気がかりな点については、コンビニの事業者に対して課題等を提案をし続けながらいかなければならないというふうに考えます。

また、一部答弁をしましたが、交通安全の立ち番の事故につきましては教育長からも答弁をさせますので、以上で山路議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 山路議員の一般質問、教育関係についてお答えいたします。

最初に、交通安全立ち番の事故に関するお尋ねに関してでございます。先ほど村長も申し上げましたが、益田市で起きました事故につきましては、大変残念な気持ちと、酒気帯び運転という運転手に対する怒りの気持ちが込み上げてまいったところでございます。この事故の賠償責任は運転手に帰するという事は当然のことであると考えておりますが、ボランティア保険等の対応に関しましては、先ほど村長が答弁されたとおりでございますので、御理解いただきたいと存じます。

続いて、国道431号線沿いの店舗開店にかかわる通学路の安全対策についてのお尋ねでございました。このことに関しましては、店舗の建築計画の際に店舗側から歩道への自動車のはみ出しや、それから児童生徒が歩道から店舗の駐車場内に入ることがないようにするために、敷地と歩道との境界にガードパイプを設置していただくよう申し入れをしたところでございます。その結果、このことに関しましては、店舗側の御協力によりまして、申し入れたとおりにガードパイプを設置していただいております。現在、開店後の自動車の数、児童生徒の通学状況を把握するために1週間、きょうまでですけども、登下校時に教職員を配置しまして状況を把握してきたところでございます。けさまでの状況でございますが、児童生徒と店舗の出入り口の交差する車の数は、初日の28日が登校時、下校時とも二、三台という状況でございました。夕方5時以降の来店数はとても多いのですが、児童の下校時間には重ならない、時間としては重ならない状況でございます。2日目以降、登校時の来店の車自体はまた少なくなってまいりました。登校時は1台ないし2台程度、下校時も同じ程度という状況でございました。

あそこの道路状況は見通しは結構よろしゅうございますので、児童からも運転手からもお互いに確認しやすいという状況で、運転手のほうも児童生徒が通り過ぎるのを待って通行するようにしてくれています。でも小学生には、歩道で車がとまっているところに通りかかった場合には車の前後を通り過ぎるのではなくて、待って、車が出入りが終わってから通行するよという指導を今しているところでございます。あす以降、卒業式の練習等、全校が集まる機会がございますので、そういうような指導を一層徹底してまいりたいと思っておりますし、16日にPTAの執行部会がございますので、この1週間の状況を報告させていただきまして、PTAの御意見であります、交通安全運動期間中の保護者の立ち番の箇所を店舗の出入り口にしたらどうかという御意見

もいただいているところをごさいます、そういうことを含めて報告しながら協議をしてまいりたいというふうに思います。4月になりますと新1年生、4月10日、入学式、それ以降通学してまいりますので、春の交通安全運動週間、4月6日から15日まででございますが、入学式以降、10日から14日の登校時は交通安全運動期間中の立ち番による指導を丁寧にしてまいりますし、下校時は教員の引率による集団下校のときに危険箇所の指導を数日間徹底して行っていくというふうに予定して考えておるところでございますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げますのもでございます。山路議員の質問、以上でございます。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） ありがとうございます。

大変丁寧な答弁いただきまして、3つの質問はちょっと2問にしなきゃいけないなと思って、再質問の時間が難しくなるな、やっぱり80分にせないけんなと思って、今自分自身で反省しているところ。本当にもう24分しかありませんので、かいつまんだことしかできません。

まず、1点目が子育て支援のより充実をということで、基本的に私、この育児休業給付金支給ということ聞いたときに、これはまず村長のほうが補助金をどの程度に定められるかなということと、現物支給も含めて。あとは対象者がどの程度のものになるのかなということ、県のほうも示しておりますけども、ここに育児休業給付金の非支給世帯ということで県のほうも言っているわけで、そこで、まずこの対象者以外の方ってということになると、対象者がもう今、村内、私がかかわるところではおおよそ共稼ぎ、育休というような格好で、この対象にならない人が多いじゃないかなというふうに思っております。この対象者、もう大体、現状でわかっていると思うんで、対象者が10人とか、何かうたい文句はすごくいいんだけど実際の中身は本当にわずかなだないかなという気がしてます。この辺の対象者。

それと、あと、やはりこの制度は大もとは少子化対策、それから子育て支援と順序があると思うんで、日南町のようにこういうのは取っ払って、えらいいいこと言っておりますけども、村のほうではいい対応を私はいち早くされたというふうには理解はしておりますけども、この育児休業給付金の支給を受けていない保護者という、なぜここまで設けられたかと。県が示しとるけんうちもこれに従うよという考えなのか、この2点だけ少しお伺いしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 山路議員の御質問にお答えします。

まず、対象者の数ですが、保育所に行かれる方、それから、先ほど言われた育児休業給付金を受けておられる方、それを引きますと、大体今の試算でいくと15名ということのを試算しており

ます。それから育児休業給付金につきまして、そこも含めていいんじゃないかということなんですけれども、対象者に含めていいんじゃないかということなんです、おっしゃいましたように、県のほうもそれは対象外だというふうにしております。それから県内のやっておられる市町村の状況を見ましても、やはりそこは対象外ということで、ダブリというか、そういうことがやはりちょっと問題になると思いますので、本村も給付をされていらっしゃる方は対象から外すという方向で計画をしております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） それでは、支給を受けていない保護者っていうのの少子化っていうんですか、次の、また2人目、3人目を産もうかなという気持ちを推進というか、するという形は、あくまでも、この限定した支給を受けていない保護者と。そうすると、本家本元の少子化対策に本当に結びつくかなと、この制度自体が。いや、村がいいとか悪いとかっていうわけじゃないけど、そこまで結びつくのかなというふうに考えますけど、このあたり、どう考える。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） これは待機児童をなくすということのほうの色が強いというふうに私は思ってます。それはなぜかといいますと、我が村は日吉津版のネウボラをやろうということで、妊娠から出産、産後まで、それも就学前までカバーしようかということですので、こっちのほうが少ない対策の進め方としては、僕は県の制度より、この育児の家庭内保育の給付金より、僕は制度としてはまさっておるというふうに、実は思ってます。自慢が多いかも、うぬぼれが強いかもしれませんが。その中で、それを今回の県の制度にあわせて、我が村のネウボラの方策を充実させる、不足しておる部分を現物給付でいくということにしたところでありまして、我が村のネウボラの対策のほうが少ないほうには向いておると。今回の家庭内保育は、それをさらに充実してくれる応援のツールになったというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） そうしますと、あともう1点だけ、この問題ではもう1点だけ。あともう一つ、ちょっとお聞きしたいのが、ここに議案説明の中で、当初予算の。特に子供のお祝い事を、うなばら荘を利用してもらった場合の利用料、1回に限り最大2万円負担軽減すると。ただし、1世帯当たり年額20万円を上限とすると、ここの辺を少し説明してもらいたいと思っております。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 山路議員の御質問にお答えします。

まず、年額20万といますのは、対象月を満1歳までで、最大10カ月。1カ月当たり2万を上限ということで、2万円掛ける10カ月の20万が上限ということにしております。それで、対象のものを、先ほど村長の答弁にありましたように、定めて限定しております。紙おむつ、粉ミルク、絵本、それからお尻拭き等ということで、これ以外にもちょっと定めようと思っておりますけれども、その中で、一つ先ほど言われた、うなばら荘の利用も、1回につき、その中に含めようというふうに考えております。それは、子供さんのお祝い事、例えば100日目ま食いですとか、初節句ですとか、誕生祝いですとか、そういったものに御家族でうなばら荘を団らんの機会として、ぜひ御利用していただきたい。それから、うなばら荘の利用促進もあわせて、そういったものも1回は支給の対象にしようということ考えてます。それを1回限りなんですけど、金額は2万までということで計画をしているところでございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） ありがとうございます。大変丁寧に説明していただきました。ありがとうございます。

そうしますと、2点目の、職員が村内に足を運ぶ施策をとということで、一昨年、県のほうにちょっと行ったときに平井知事と出会う、山路さん、どんどん県の職員も自治会で使ってやってくださいと、総務課長、言っておられたところですが、平井知事はね、県の職員。このことは村長とも話したような経過はありますけども。

私、今回の、今、雪の話もよく出ますけども、私、米子市なんか行っているいろいろ話しすると、日吉津村の対応はよかったと、私は理解してます。なぜ、だけど、行政懇談会にあれだけ批判が出てくるか言ったら、やっぱりふだん顔突き合わせてないから、ちょっとふぐあい箇所が出ると、何やっとうだと。やっぱりふだんのコミュニケーションがないから、すぐそういうなってくるなというふうに私は思ってます。

私も自治会内、大体毎日ウオーキングしながらいろいろな方々と話をしますが、今、村長のほうも、自治会ごとの配置を決めて、3名が自治会のそれぞれの活動に、相談とかいろいろに3名配置したいということをおられましたけども、私はね、これ以上に、やっぱり最近特に感じるのが、郵便物は全部切手で来ますが。それと、私やち役場に行くとな、山路議員さん、ちょっとこれお願いします言ってもらわなければならないけど、今パソコンですごくそういう業務が軽減されたということであれば、各課の郵便物は、日が変わり交代ついでやおかしいんだけど、それぐらいな努力はして、住民の人と少し会話するっていうかね、多分職員の8割方は村内の路地とか

なんとか、どこにどの家があるなんていうのは、私知っておられんと思います。それだし、村民の方も、職員の顔と名前が一致するなんていうの、私は多分ないと思う。それをもって行政の仕事をいろいろ進めようと思っても、これ至るところでひずみが出てきますよ。村長、郵便物ぐらい、各課で82円切手を張らないで、各課で、どうかしら、課長も持って配って回ると。毎日じゃないですよ、そんなにいついつあるわけじゃないから、それぐらいな努力をしないと、住民とのコミュニケーションとか、これだけコミュニティ活動、コミュニティ支援事業だとか、いろいろな補助金が出るんだけど、それだけの効果が出ないですか、現実問題。このあたり、ちょっと村長、見解をお聞きしたいと。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 山路議員の言われるとおりで、一々ごもっともな御意見だというふうに、ごもっともという言い方はありませんけれども、その受けとめ方としては、理屈としてはそうなんだろうなというふうに思います。郵便物の配付を切手に変えたのは、合併しないという選択をしたときに、人件費と切手代と比較をして、こんな選択にしたと。今は郵便を発送する日にちを週1回にしておるということで、それはそれで合理化でそういうことをしたということ、行革の中ではそんな議論を受けとめて、郵便物は全て配付から、手配りから、それは職員が1人ついてました。でも、郵便物の量からいくと、今、1人で配付できるのかということ、ちょっと無理があるだろうと、量からいくと。それはどこかのように、住民検診あたりを広報一辺倒でやってしまうという合理化もあるでしょうし。ところが、乳児健診あたりは戸別に広報で流しながら、行政無線を流しながら、さらに郵便物で案内をしておるといような状況がありますので、果たしてこれにどんなふうに応えるのかなということでは、お答えをお持ち合わせていません。言われるとおりです。ただ、コミュニティ活動を不十分だとは言われながらも、やっぱり各集落に職員を配置することを自治会と改めて協議をしていきたいというふうに思いますが、今、じゃあ、郵便物を職員に改めて配らせるかということでは、それはちょっと無理が、私の判断では無理があるというふうに思っています。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） すごいちょっと声も荒立てて言ったところですけども、何か、私、日吉津の職員は優秀だと思ってますよ。ただ、なかなか、いざ自治会とかやるとね、余り役場の職員をいいぐあいと言う人いませんね。私はこうして毎日役場に来てますので、この間の1月の雪が降ったときも、役場に寝泊まりしてでも頑張っている職員の話、それから対応もよく見えますので、本当によく頑張ってるなど。行政懇談会で何だかんだって言うんだけど、私は逆に、お

まえやちもやれやいと、ぐらいいは言いたいと思ってます。私も自治会の除雪機で3日、4日、5日間ですか、1回が4時間ぐらいでやるようなことをしていると、住民の皆さんは文句言いません。ああ、不足があると思うんですけど、そのあたりを考えると、職員の人もやっぱり顔見知りになるっていうような努力はしないと、これ今、単独存続のときに、そういうことで郵便ですということになったということをおわられたんですけど、それはハード面、やっぱりソフト面も考えてやらないと、こういう行政の仕事っていうのは、なかなか理解を深めることができんだないかなと、私は思ってます。

これだけに、また時間とってもあれですので、次、3番目の、ボランティア活動の保険対応ということで、実は伯耆町のほうにちょっと聞いたですがんね。伯耆町はこの除雪対応をどげしちやうのっていうこと聞いたら、自治会でも委託契約をしているところとしてないところがあるそうです。委託契約をしているところは、例えば排土板を変えとかいうことは、トラクターとか、そういうものは町で買ってもらって、排土板が傷んできたら、それは町で入れかえてます。朝の7時から19時まででは町から700円の委託料が出るそうです。それから、19時から朝の7時まで、これが300円が出るそうです。ちょっとこの辺までしか私も調べてませんので、ただ、こうした委託契約でやっているところを聞いたんで。今、例えば富吉の自治会なんかは、もう何かあったときにどうしようかなということで、こういう自治会活動保険という、もうこれ入らざるを得ないです。本人の不注意で事故が起きたり、それから例えば掛け戸をめいじやったというようなときも、全てこれが適応されます。これを自治会するのが本当なのか、行政がある程度保険、それから委託契約をしてやるのが本当なのか、今、樽屋の自治会でも除雪機持っておられます、それを歩道をしたということで、今そういう委託契約をしたということで話がありましたけども、とりあえず今のところ、自治会で村から管理を任されている除雪機は、樽屋と富吉、2台あると思ってますけど、このあたり、保険とかもろもろ考えると、委託契約したほうがいいのか、現状の維持管理は村でしていただいて、ガソリン代もそのときは見ていただいて、ここまで、自治会では出動してもらった人には謝礼金としてお金出すようにしてますけども、どのあたりが村がかかわるところか。ここでいきなり回答をいただこうと思ってますけども、少し、年に、このあたり、そんなに数多くあるわけじゃないですけども、日常管理ということももちろんやっていただいていますし、このあたり、村の見解を1回は聞いておかないと、何かあったときには、この自治会活動保険レベルで、死亡、こういう数字は置いて、何かそのときはどうしたもんかなという気がしますので、少しお伺いしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 自治会活動保険やイベントの保険というのは、不特定多数にやるもんですから、給付金というのは、見舞金に多少上乘せがかかった程度のもので、生命保険とは全く違いますので、その程度のもんだというふうに思ってますが、それは自治会活動保険という、自治会の中で判断をしていくということですので、今の除雪や通常のボランティアや自治会活動の延長線上のボランティア等にどげがいいのか、どんなふうがいいのかということで考えたときには、じゃあ、自治会に直接補助金を項目ごとに出すということではないような気がします。自治連合会に補助金をぽんと出しますけれども、その中で、ここにかかわる者はというのが、今の自治連合会の補助金、自治会に交付します補助金は、世帯割や人数割でやっていますので、そういうことではなしに、世帯割や人数割も大事なことで、いわゆる自治会の規模がありますので、それも大事なことですけども、こういう活動に対しての補助金も総括的に物事を考えていく必要があるのではないかと。自治会で責任を、いわゆる主体性を持っていただくということでは、考えていく必要があるかなというふうに思いますので、それを答弁とさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 当然、今、村長の言われるところも、私は理解しておりますけども、ただ、除雪機で人身事故が起きたとかいう場合が、自治会で対応できん部分が出てくるへんかなというのが一番心配な、今回の質問で一番大きなところは、このあたりは。この間も役場に来たときに、今ちょうど私がやっていると自治連合会がありまして、それから、村長のほうが、職員1人、応援に行けということで行った職員が、逆に追い返されちようです。というのは、下手に前のほうをうろうろされると、けがさせる要素が強くなって、ええけん、帰れって言われて、帰ってきてましたので、そのあたり、人身事故なんていう場合を、今ここで回答は、一回検討してみてください。人身事故が起きたときにはどう対応、自治会では対応、多分できんかなというふうには思ってます。それぐらい、4時間ぐらい、私なんかでもしますけど、もう何名かでそういう作業してもらいますけど、本人自体が雪ずれの下になったとか、十字路で人が出てきたとか、なかなかとっさってというのが、いつもやってる機械じゃないんで、対応し切れん部分があるかなというふうに思っていますので、ここでは答弁要りませんけん、少し考えて、答弁要りませんので、少し考えてもらいたい。

あともう1点が、この間ちょっと、2号線の十字路の、今、カラー舗装していただいて、ただ、感謝はしておりますけども、まだそれ以降も事故が起きてると。この間、あそこで私、行つてずっと写真写したり何だいかんだいしておったときに、山路さん、あそこに、よく今あるそうですね、東西の左側のところに段差を多少つけて、どんどんどんどんとなるようなしたほうが、

もうあそこ、確かにこうして見ていると、とまらない。ずっと、スピードは下げるんだけど、とまらずにずっと出ていっちゃうが、本当に多いです。ならば、あそこに少し、横断歩道の手前ぐらいから、少し、そんながいなもの上げたらいけません、多少どんどんどんとなるようなのが、そういうのが全国的に今、主流っていうのですか、のもあるということなんで、なかなか信号機っていうことになると、まだまだ、そう近々というわけにならなかつたら、あの左側のとまるどころ、ストップのラインがある手前辺から段差をつけて、少しその辺、注意喚起するような格好はどうだろうか。建設産業課長、何かいい、そうだという顔しておられるんで、ちょっと答弁。これでもう56秒しかないんで、あなたの答弁で終わりますので、いい答弁を、29年度予算補正で組みますぐらいなところは、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 山路議員の質問にお答えいたします。

そういう例は村内では、温泉線のところでやっておりますけども、しております。幸い、あの部分には余り近所に家がございませんので、振動とか騒音の部分で近所の方の御了解が得れば検討してみたいと思います。振動のぐあい、夜間時の振動とか、そういうものとか、音の関係が了解得られればしたいと、検討したいと思います。

○議員（7番 山路 有君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（橋井 満義君） 以上で山路議員の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） 次、通告4番、議席番号2番、景山重信議員の一般質問を許します。

景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 2番、景山です。

きょうは、2点、大きな点です。日吉津村農業の将来像を示してくださいということと、収入保険制度導入の広報をということで、大きく2点質問させていただきたいと思います。

地域農業の将来に関するアンケート調査結果について、問ってみたいと思います。当初に当たり、アンケート結果を幅広く村農政に活用したいとの発想でありました。その中で、農家は第二種兼業農家が圧倒的に多く、農作物の年間販売額は75%が50万円未満であります。一番問って見たかった30年度からの、国は米の生産数量目標の配分は行いません。生産者や集荷団体等、特にJAが需給見通しを踏まえて、需要に応じた生産を行える状況を目指すことになっております。30年以降の生産調整に対しての考えはの問いに、80%までの人が、生産調整に協力をし、作付計画に従い作付をするという方と、わからないということがありました。12%ほどの人が、

勝手に作付をするということだったんですけれども、ローテーションは今後どうなるのかということですが。

2番目として、生産物はどこに出荷するのかの問いに、水稲は40%がJA、16%が自家用、豆類、野菜類、芋類は自家用が大多数、花卉はアスパル出荷が多いとなりました。小規模農家の人は、米、豆とか、野菜、芋類は自家用、花卉はアスパル出荷が多い結果です。今後は小規模農家の人は担い手に委託するか、最後まで自分で頑張るかのどちらかだと思います。このあたりをどう判断されているのか、お伺いしたいと思います。

3番目として、5年後の農業経営について、8割弱の人が兼業になるかわからない、主役は誰ですかの問いに、73%の人が、本人になるかわからないでありました。5年後に向けて、今何をしなければいけないのか。

4番目として、90%の人は現状維持、縮小をしたい、農業をやめたい。農業をやめたい理由の大多数が、高齢化で体力が続かない、後継者がいないの理由でした。担い手の確保が必須ではないかと思っております。どうなんでしょう。

5番目として、経営主の年齢が60歳以上の人で、後継者の状況はの問いに、同居する家族がいるが、将来農業を継ぐ可能性は低い。村外に出ている家族が将来戻ってくる見込みだが、農業を継ぐ可能性は低い。将来の戻ってくる見込みは低い。また、後継者がいないが50%でありました。以上でありました。その人の26%が、積極的に後継者を探すことはしないが、見つければよい、後継者を探すつもりはないと、本当に消極的でありました。他人任せが甚だしいと思います。だから、農地、土地改良施設の更新整備は必要はないが46%もなっております。農家自身の意識改革が求められることですが、ここでも未回答が16%もありました。JAを含めて、行政も丁寧な話し合いが必要ではないかと思っております。

最後に、地域農業を存続していく上で一番何が重要かということで、54%以上が、就業者の確保、育成、担い手の確保、育成、21%が法人、集落営農の立ち上げとありました。どう具現化していくのがJAに問われていると思いますが、回答のほうをお願いしたいと思います。

それから、収入保険制度導入の広報をしてくださいということですが、政府の農林水産業地域活性創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象にした収入保険制度の導入が決定されております。平成30年秋からの加入申請が予定されておりますが、平成31年度からの収入保険に加入するためには、30年2月、3月に29年分の農業所得について青申を行う必要があります。加入者は29年、もう1週間もないです、3月15日までに青色申告承認申請書の提出が必要とありました。これは再生協のときにも国の機関が説明をしております。具体的に

は、青色申告を行い、農業経営管理を行っている農業者を対象にして、農業収入に生じた損失の一部を補填する、また農業災害補償制度も農作物共済の任意加入制への移行とあります。米、大豆は任意加入となってしまいます。今後、農家は農済制度か収入保険のどちらかを選んで加入することになります。農作物価格の変動リスクが増す中で、維持可能な農業経営には、全ての農家が農済制度か収入保険制度に加入して、経営リスクに備えておく必要があるが、行政のほうにも説明義務があると思いますけれども、行政の危機感が全く感じられないと思っております。御答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 景山議員の一般質問にお答えをしております。

最初に地域農業の将来像を示せということですが、昨年実施しましたアンケート調査の結果に言及をさせていただいておるところですが、そのアンケートは日吉津村の農業のあり方の方策を探るための一つの手段、手法にしようということでしたものであります。結果は先ほど申し述べていただきましたけれども、表現がなかなか難しいです。兼業が多いという中で、兼業を中心に物事を考えていらっしゃるの、その農地をどんなふうにするかと、将来使っていくのかということでお考えになっていらっしゃる方は少ないという結果であったと、予想以上に少なかったということですが、そうはいっても、土地がある、お持ちであるということにおいては、言ってみればいろんな意味での農地は社会資本だというふうに私は思っていますので、それぞれの土地の所有者、農地の所有者は責任があるなということと、それから、我々のほうのこれからの農業の方向というのがしっかりと情報として伝え切れていないということではないか、十分にあるというふうに考えておりますので、そこを徹底をしながら、これからの我が村の農業の、農地のあり方や農業の方向というのを、担い手もそうですが、ただ自分で自作で、勤めながらでも自作もやっていくよと、ハウスもやっていくよという方々もおありですので、一人一人を大事にした地域農業でなければならないということで考えて、このアンケートを利用しながら、どうするかわからないという方などは、さっきの情報が行きてないことの最たるお答えであるかなということや、兼業であるので、今そこに考えが及ばないというのが実態だろうかというふうに考えておりますので、ここをどんなふうに理解していただくのが、JAや、JAではありません、私や行政やJAや生産者団体も、そこをしっかりと議論をしながら、勤め人さんであっても、各農家や農地の方向性を定めていくことでないと、担い手も育たない、それから自作農も育たない、それから施設農業も育たないということになるのではないかとこのように考えますので、そのような覚悟を持って進めていく所存であります。

1点目の、そういう意味で、30年以降の米の生産調整については、国が策定します需給見通しを参考にしながら、村とJAと県と、米の生産目標指標の作成に向けて協議をすると。あくまでも任意なものになります。廃止になりましたけれども、でも、この県内単位での、村なりJAなり、県との生産目標指標を定めないと、全く農家の皆さんは、需給動向がどうなのかということの指針も出せませんので、やっぱりそれは生産目標数量にかわる指標として示していかなければならないというふうに考えております。

アンケート結果でありますけれども、今までどおり協力するという方が78人で35.9%、それから自家消費分しかつくらないので、計画に関係なく作付したいが24人で11.1%、ここでわからないと答えられた方が79人と36.4%で、今までどおり協力するという方とほぼ匹敵する数字になっています。本村では、長らくブロックローテーションによる米の生産調整なり、それから畑作物の作付区域を調整して実施してきましたので、農家の方々は、このブロックローテーションに従って栽培計画を立ててこられた経緯があります。そういう意味では、再生協議会で新たな方向性を示すための十分な議論をした上で協力をお願いをしていくと。30年の米の生産調整、いわゆる国の交付金もなくなりますので、10アール当たり500円の交付金もなくなりますので、これも大きな、農家にとっては収入減ですので、でも、それにかわる何かを見つけていかなければならないということだと思っておりますので、農業関係者を中心にした再生協議会、村がリードをとっていく再生協議会で方向性を十分議論をしていきたいというふうに考えております。その際には、少なくともわからないという79人の人に、本当にどうされます、わからないでは済まされないところまで来ておるといことも踏み込んだ話にしていかなければ、我が村の方向性はできないというふうに思っておりますので、そのような取り組みをしていきたいというふうに思います。

2点目の、農家の方が自作を続けられるか、担い手に託されるのか、どちらかになる、それに対応するのかということですが、アンケートで、5年先の将来をどのように考えておられるのかという質問に対して、離農、縮小を希望される方が3割、その後の農地の管理を担い手農家をお願いしたいという方が3割を超えています。この点からも、受け皿となる担い手の確保、育成が急務でございまして、あわせて自立農家の確保も重要であるというふうに考えております。6割が、言ってみれば縮小をしてしまったり、担い手に任せるといことでもありますので、いかにもう受け皿となる担い手の確保が重要であるのか、急務であるのかということが出てきたというふうに思っておりますので、これは個別の議論の中で、担い手となる人を探していかなければならない。個別の議論というのは、再生協議会を通じての議論にしなければ進んでいけないという

ふうにご考慮しております。

いずれも関連がありますけれども、3点目と4点目の5年後の農業経営と経営主体に対する選択結果について、現在、第一種と第二種合わせて7割以上が兼業農家で、御案内のとおりであります。主体として農業に携わる方、おおよそ8割以上が60代以上だと。これはうちげに限ったことではありませんで、全国も同じことだというふうに思います。御家族の方が会社勤め、兼業農家の方がほとんどであります。再生協議会、農業委員会、実行組合、長会等で、それこそ一体となって議論を進めていかなければ、次の方向性が示されないと。担い手の確保に関しても、同じ、同様のことでありまして、近年、村内で農業をされる方が、若手の農業者がふえてきておりますけれども、今の若手は気持ちはしっかり持っていらっしゃいますけれども、今やっぴらっしゃる農業の形態を、まずは自立を支援をしていくことが大事だというふうに考えておりまして、その後が、今度は経営規模の拡大であったり、担い手になっていただくという議論になっていかなければならないのかなというふうに思います。いろいろな担い手があるでしょうけれども、それも、この若い農業者も含めて必要になってくるんじゃないかなというふうに思います。

アンケートの中で、離農や規模縮小を選択された農家の合計面積は、水田と畑を合わせれば17ヘクタールを超える面積となりましたので、いわゆる、どうするかわからないという方の土地などもあるのかな、その議論も一緒です。離農や規模縮小は17ヘクタール、水田と畑であるということでもありますので、個々の農家の農業経営をどう考えていらっしゃるのかということ、個別の議論の中で進めて、それを集落営農や法人や、法人の立ち上げということにつなげていかなければ解決しないのではないかと。一足飛びに、じゃあ、地域農業の将来像はこうだということではないと。今求められておるのは、それぞれの農業者をどうやって、農地をどうやってこれから5年先、10年先にどんな姿にしていくのかという議論をしていくのが先決だというふうに考えております。他人任せということではなしに、議員の質問のあった、そこを個別に進めていかなければならないということでもあります。

5点目の後継者、あるいは農地、土地改良施設の問題に関して丁寧な説明が必要ではないかということですが、今後はこの結果を地域農政に生かしていくため、アンケート結果から見えてきた問題点はどのような対策が必要か検討し、農家の皆さんに提示をしながら進めていくというのは、今申し上げたとおりであります。さらに国の方向性としては、農地中間管理事業と連携して、基盤整備などをよりよい条件で整備することも検討されております。土地改良事業は、農地中間管理事業の土台があつて初めて土地改良ができますよというふうに、国がどうもそんな検討をされております。そこには個人の権限や個人の負担も、個人の権限が言及されない形にされそうで

ありますし、負担も求めない形で土地改良事業等ができないのかという検討が、既に農林省からあって、先ごろ、年明けぐらいでしょうか、国と中国四国農政局と土地改良事業団体との意見交換会がありまして、土地改良事業においては受益者負担を求めない、しかし、権限も行使させないと、私有権を行使させないというような提案がありました。そんなことで土地改良事業を進める方策を今、国のほうでは真剣に考えられ始めたということですので、改めて、そういう国のほうから提案があるということは、自分の土地をしっかりと管理し、耕作していかなければ、逆にだめになるということで、初めてくるのかなというふうに思います。

6点目の、就農者の確保育成、法人、集落営農の立ち上げについて、どう具体化していくということでありまして、景山議員からは、行政、JAが関係者との丁寧な話し合いが必要ではないかというふうにおっしゃいましたけど、まさしくそのとおりで思っておりますので、る述べましたけども、そのようなことでの取り組みをしていきたいというふうに思います。

大きな質問の2点目ですけれども、収入保険制度の導入の広報ということでありまして、収入保険制度については、通常国会でこの3月に審議される予定で、現段階では再生協議会やJA座談会で、こちらから出した資料が農家に伝えられる内容であります。行政座談会で説明をし、2月の村広報や確定申告会場での資料の提供を行ったところでありまして、実施主体となる農業共済組合からも、同様な内容が広報紙として配布されて、全農家には届いておりますけれども、農家の方で、農家のそれぞれが緊張感を持って、その収入保険制度を受け入れられるというところの啓発にまでなっていないと。収入保険で一番加入が必要なのは、担い手や中核農家になられる方が、これは大事な制度になると、いわゆる収入保険ですので、減収に対して保険共済を適用するという内容のものでありますので、そちらに、この早い時期に、29年3月ということの申告時期がありますけれども、それは年々追加事項としてあることだと思っておりますので、ことしが最終選択ではないというふうに思っておりますので、いわゆる収入の販売実績に応じて、収入保険の加入条件ができるということでありまして、今回が最後ではない、毎年毎年、これはその条件が出てくるというふうに思っております。でも、農業共済の制度が任意になったとはいえども、米、大豆が任意の制度になったといえども、これは収入にかかわらず、減収割合で共済を見ると、共済金を交付するという、3割だったかいな、減収。3割減収した場合に、いわゆる埋め合わせで評価をして、減収に応じて共済金を支払うということですので、こちらは従来の制度として残っていくということのようでありまして、当面、農家はどちらを選択されるということがあるかと思っておりますけれども、恐らく国の方向としては、農家は収入保険に移行をしていくのではないかとこのように私は思っておりますので、そういうことで、早い段階に農家の皆さんは、農業共済から収入保険に切り

かわっていく、また収入保険に加入して、減収を収入保険で補填をしていくような農業体質や経営体質になっていかれることが大事だということを申し上げて、改めて制度の導入については、機会あるごとに説明をしてみたいと、情報提供をしてみたいというふうに考えておりますので、そのようなことを申し上げて、景山議員の一般質問に対する御答弁とさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 景山議員、少々お待ちください。もう答弁のほうは今で……。

○議員（2番 景山 重信君） 途中になってしまう。

○議長（橋井 満義君） いや、答弁は一応、村長のほうで完了しましたので。一応午前中はここで、景山議員、了解をいただいて終わりたいと思います。そして、次、景山議員の再質問から、午後から再開をして、行いたいというふうに思います。

暫時休憩に入ります。再開は午後1時を予定しますので、御参集ください。休憩に入ります。

午前 11時55分休憩

午後 1時00分再開

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。

午前中に引き続き、景山議員の一般質問を行います。

景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） ちょっと時間があいてしまいまして、あれだったんですけれども、答弁の要旨としては、兼業農家の人が多いためのアンケート結果であって、所有者責任があるもので、担い手を含めて、一人一人を大事にしたいということ、わからないという回答をどう理解していくのかが問題であるということがあったと思います。そうした中で、30年からの農業施策に対して、12%の方が、自家消費分しかない方だと思うんですけれども……。

○議長（橋井 満義君） 景山議員、申しわけない。マイクをもう少し近づけて、方向を。

○議員（2番 景山 重信君） 12%の方が……。

○議長（橋井 満義君） もう少し、こう向けて。

○議員（2番 景山 重信君） 上過ぎた。

○議長（橋井 満義君） ごめんなさい。

○議員（2番 景山 重信君） 自家消費分しか作付しないので、作付計画に関係なく作付をしたという方の、12%もあり、ローテーションが崩れるんじゃないかということを確認したかったんですけれども、今答弁には、ローテーションに従っていく、再生協で方向性をリードしていきたいということだったんです。ただ、わからないという回答の人のために、説明義務がある行

政として、何かの方法で説明してあげなければいけないということの考え方で、今後どう説明されるもんかなと思っの第1問です。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） アンケートをとりましたので、その結果をどんなふうにつないでいくのかということでは、わからないという人も含めて、再生協議会や、その集合体である農業委員会、実行組合、それぞれ自治会の出身の方がおられますので、その方々も含めて、特にわからないという人には説明をしながら、どうやっていくのかということ、決してわからないという方が積極的にやるとか、それからもう人の協力せんわいという方ではありませんので、積極的にやるといふ答えの導き方はあると思います。ですから、わからないという答えのまんまではいけないと思っますので、それは再生協議会を含め、関係団体や私どもの責任だと思っます。それは一人一人個別に説明をして歩かなければ、このアンケートの一步先に進まないというふうに思っます。そんなようなことで担当課にも指示をしますので、再生協議会を含めて、中心にしながら、一人一人の考え方を集約して、理解も求めていかなければならない。ローテーションは別として、12%の人が、自分で自由につくりたいという言い方ですけども、そこも話し合いによっては、理解の仕方があるのではないかとということ、それから、ローテーションそのものを一回見詰め直す時期にも来ておるといふ再生協議会の議論もあると思っます。それらも含めて対応を、やっぱり個別個別の集合体が再生協議会の方向性になると思っますので、そのような取り組みをしていきたいというふうに思っます。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） わかりました。ただ、具体的にどうするかということは、いろんなわからない理由があると思っます。全然こげなもんを協力する必要はないというほうの12%のほうのわからないか、ただ、制度自体がわからなくて、どうするかという、わからない部分か、二つに一つだと思っすけれども、その分をどうしていくかというのんは、松嶋課長さんのほうを考えにゃいけんことだないですか。再生協の場所か。ただ、役場としては、再生協というのが存続するですので、そういう格好で再生協という場所で、集まった委員さんで協議するんですけども、わからないという、そういう姿というのがあっちゃなんですので、イエスかノーか、どっちかにきちんと説明をしてあげて、理解をせんと、してもらわんと、農家の人に。それは中途半端で終わってしまうんだと思っすけど、どうなんでしょう、工程とか、これからの。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 景山議員の質問にお答えいたします。

アンケートは昨年12月に実施いたしまして、1月に取りまとめまして、その結果を全員の方にお返ししております。また、JAの座談会等でも若干説明しておりますけども、まだ、それは全体の部分のアンケート結果でございますので、これを各実行組合別に詳細に分けたものとか、また、各個別の意見等もございますので、後ほどの質問にもありますけども、いろんなものを来年度、29年度、時期的には6月ごろか、代満てが終わったころか、そういう時期につきまして、各実行組合別にはこの結果をまた再度説明を申し上げ、また来年度の30年産のローテーションとか、そういうものをどうするかという議論がまた9月ごろありますので、またそれを行った後の、年内にはまた再度、実行組合別とか、全体とか、そういう場できちっと話をして行って、最終的に30年産について、どのように方針を組んでいくのかというようなことを、11月か12月ごろには最終的には一度話をしていきながら、また30年産の作付の関係の部分のアンケートも12月にとって、またそれを来年度のJAの座談会までには、どのような作付の関係を考えるか、そういうものも示しながら、いろんなものがありますけども、作付の関係とか、担い手の関係とか、そういうものを何回かしっかりと話ししていくような考えでおります。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 6月ごろに、各実行組合に説明するというところで、とりあえず、そういう格好にスタートしてください。

それから、2番目ということで、このアンケート結果にもよるんですけども、二種兼業農家が65%であり、50万円未満の収入の方が販売額が75%であるという実態、この層の農家の意思をどれだけ吸収できるのかが、石村長の農業施策の浮沈を握ってると思っています。今後は、このアンケート結果に、質問にもしましたように、担い手に委託する方と、こだわりのある方、2つになってしまうと思います。ただ、ここで私が心配するのは、最後まで自分で頑張ろうという農家の方に、何とか先続けてもらえるような施策を。今すぐ出んと思っておりますけれども、そういう施策を考えてほしいと思つての再度の質問でした。よろしく。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 個別農家がどうやって維持し続けるのかという、その施策をということでもありますけども、これについてやっぱり議論をして、本人の御意見を聞きながら進めていくと。そこで最大公約数を求めていくということだと思います。よろしく願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 一緒に再生協の中で、その分も含めて、私も私なりに小さい農家の人の、投げておくわけではないですので、その再生協という場所では。そのことが一番、盛り

上げてくださるという格好からは、やっぱり20町、30町の人が、そりゃ3人、4人出れば済んでしまうことなんですけれども、小さい農家の人も、やっぱりなければ、この地域農業というのは、日吉津の農業は成り立ちませんので、その辺も含めて考えてみたいと思いますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それで、次の3、4、5の辺では、担い手の確保、育成が必要であるということで、これは再生協の中で一体となって、担い手を含めて考えてみたい。ただ、若い農業者を育成して、初めて大規模農業に向かっていける、これらが法人とか集落営農、農家の担い手となるということの部分です。それで、3番目として、5年後の農業形態についての考え方です。農家の平均年齢が65、68ぐらいなあですけども、65歳として、5年後は70の年になってしまいます。70になっても、まんだ現状の形態のままです。経営形態の主体は誰ですか、15%の人が農業をやめている、こういうこともあります。何とか5年後、10年後、70、80になっても、現在の方が目標を持たれるような施策ということが、私は前の質問と一緒にやなことで、その部分のことも何とか一緒になってお願いをしておかんと、私たちと一緒に再生協の中で考えてみんといけんと思います。何かそれでも、5年後、10年後を目標に、農家の人に、何というか、元気を持ち続けてもらえるような方法でもあったら、お願いしたい。なかなか難しいですもんね、お願いしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 再々申し上げますように、大規模農家だけでも地域農業は成立しないということや、自分のところは自分でやっていくというところや、それから後継者が決まっていないう、後継者が決まっている、それぞれありますけれども、地域全体が高齢化しておるというのは事実です。60歳の方が、すぐまだ地元に戻っていらっしゃらない、まだ現役で、若いときの、60歳までの仕事を引き続きやっていたらの方が非常にふえてきております。それは制度的な問題もあります。年金が65にならないと支給にならないということが、地元に戻れない、帰ってられない大きな理由だと思っております。ですから、65歳以上の人が地域の中でも、農業でも中心になって展開をしていただいているということだし、まだまだできる年代であるというふうに思っています。でも、年を追うごとの加齢といえますか、年の重ねというのは避けられないものでありますので、そういう意味では、70歳で元気でやっていたらいいけれども、次の世代にどうやって引き継いでいくのかということ、その家庭も地域も考えていく必要があると、それが今後につながる施策だというふうに考えております。いかに次に引き継いでいくか、いかに後継者に引き渡していくかということが、これからの我が村の農業の方向としては、それを今

の段階から議論し始めて、その方向性を求めていくことが必要だというふう考えます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 今、経営移譲の話があったんですけども、それはよく私も理解しております。ただ、そこになるまで、担い手をつくるということが、今問題になっておるもので、これから農業をとということで現状維持、縮小、やめたいの理由も、そのうちの理由も76%の人が、収入が少ない、高齢化で体力が続かない、後継者がいないという主な3つの内容でした。5年後を目標に、私はこのことを解消してあげないけんなどと思っての質問なんです。高齢化、収入ということ、後継者問題に重点を置くべきだと思っております。

その中で一番問題なのが、担い手問題を解決すべき、これができれば希望が持てるんじゃないかなと私は思っております。何とか担い手ができるような方法というのは、そういう仕向け方でしてもらいたい、したいという思いがおります。例えば私の考え、気持ち、村外の担い手の方に対して、村外からこっちへ来てもらおうという方に対しては、住宅をとか、目標が年収300万ということですけども、なかなかほど遠いことだと思います。その届くまでは、行政として何とかできないもんかな。私は私なりに難しい、自分ができんことなんですけれども、そういう思いがしておるんですけども、何か担い手が問題を解決する、何か方法というのが、案があればと思うんですけども、村長さんばっかりに言っても、担当者が長いこと今、聞いてみれば6年も一緒に話をしてきた間ですので、もう15日もすれば、なかなか再任用だかしらんですけれども、なかなかこういう格好で話をできないもので、ちょっと松嶋課長さん、こうすればよくなあだないか、日吉津のためにということだったら、思っちゃおうことだけでもいいですので、ちょっとお答えできればと思います。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 景山議員の質問にお答えいたします。

J Aの座談会等が2月にありますけども、今までですと、よく家族での話し合いがまず大事ですよということは、言葉では言っておりましたけども、今回は文書にきちっと書いたりとか、特に丁寧に、まず家族での話し合いが大事ですということで話をしております。そういう中で、先週もちょっと村外の方であったんですけども、うちの子供は、もうせんとかというふうに言われますけども、じゃあ、お孫さんはどうですかって聞いたら、ああ、そうか、孫もおるなとかということもありますし、実際、私も何年か前には、本当に真剣に相談を受けましたけど、なかなか日吉津村は土地の財産制ということがありまして、土地の話をすると、何か財産のことに話が行ってしまって、なかなか子供さんも、特によろ話をしないとかということもよくありますので、

とにかく、何はともあれ、家族でしっかりと話をさせていただいて、自分のとこの家の田んぼが、まずどこにあるのか、そういうことをしっかりとお孫さんにも含めて話をしてくださいという結構関心を示されて、自分の家の土地の農地はどこにあるのか、あります。そういう中で、まだ実際具体的ではありませんけども、40代の方が農業を始めてみようかなというような話の相談も受けております。そういう中で、やはりしっかりと再生協議会とか農業委員会とか、いろんな場でしっかりと話をしていって、自分のところの農地のこととか、また家の農業のあり方とか、そういうものをしっかりと話ししていく中に、じゃあ、やってみようかなという方もあると思いますし、そういう部分でしっかりと話をしていく中で、どういう方向だったらできるのか、またどういう施策があるのか、そういう補助的なことも含めまして、しっかりと情報提供しながら、また話をしながら、またバックアップ体制といたしまして、集落営農とか法人とか、そういうものとか、また地域保全会、そういうものも含めまして、総合的に農業をバックアップする体制等も含めまして、どうしたらよいかということもしっかりと話をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 今の中で、もう本当に農家の人にも元気出してもらわなきゃけん場面もようけあります。それは言われることも、おっしゃるのも本当のことです。ただ、年配の農家住民の人に意識改革を求めるということは、本当に大変なことだと、今、私自身も思っております。ただ農家との話し合いが行われてこそ、ここにもあるように、農地や土地改良の施設の更新や整備が可能となることで、行政として、JAも当然ですけれども、農家目線で時間をかけて話し合いをしてほしいと思います。富吉地域保全会では話し合いが行われておりまして、少しずつ進んでおると思っています。ただ、私が思っております、非農家の住民も含めた話し合いにまで発展できればと、願いはそういう思いでおります。ちょっと時間の関係で、私の希望だけ、そういうことで。

ただ、6番目の部分で、75%が担い手の確保が必要とあります。維持管理のできる担い手があればこそ、村の田畑が150何町生かされると思っております。その中で、白ネギ、ブロッコリーは、最近、少人数でありますけれども、就農者があります。ただ、米、麦、大豆の作物コースには就農者が出現しないという現実もあります。今、村主体で新規という表現はやめてくださいということがあって、若手就農者の意欲を持ち続けるということのために対策をとっておられますけれども、この効果のほどはどうかということと、荒廃地を出さない管理は、私は作物コースの人材を育成する方法だないといけないと思うんですけれども、そのお考えというのを教え

てください。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 景山議員の質問にお答えいたします。

農地の大多数を、土地利用型農業の米とかそういうものが大事ではあります。また、大豆とかそういうものでも、ことでもよっても、収入のめどというものもあるかと思えますし、また機械とかそういうものの利用方法とか、そういうのを含めた法人とか集落営農、こういう部分の話し合いというものも必要かと思っておりますので、いろんな話し合いの中で、どういう方向ができるのか、また、それができない例えば理由があれば、その理由をどうやって解消していくのかとか、そういうものの話し合いをしていくことが大事かなと思っております。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） それはわかりますけれども、質問内容にある、3分の2の人が、日吉津の農業を存続していくためには、担い手の確保、法人、集落営農の立ち上げが必要としておりますという回答があったもんで、それをどうにかしていかんやいけんということで、私は問ったんですけれども、何か遠回しになってしまったような気がしてなりませんけれども、作物コースというのんは、それは資本が要るもんで、機械代が要るもんで、なかなか一遍にできないことがあるもんで、時間をかける必要があるなとも思います。ただ、西部のほうから農大にも三、四人しか希望者、勉強する人がないような関係で、ちょっとそういう方を日吉津のほうに取り入れるということは難しいと思っておりますので、何か倉吉の農業高校とかにも、ちょっと私自身も当たってますけれども、そういう求人してますけども、なかなかない現状ですので、何とかその辺を。作物コース、長期にわたらねば、ちょっと難しい荒廃地が出てしまうような、そういう格好で解消するためには、何かもう少し踏み込んだ施策というのんが、私は必要ではないかなとは思っております。

それから、もう一つ、若手就農者のことを、効果のほどはどうですかということをお聞きしたんですけれども、そのことについてもお願いします。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 景山議員の質問にお答えいたします。

就農者の確保ということで、やはり法人とか集落営農について立ち上げというか、そういうことをどうしていくかということをお話をしていかなければならないというふうにご考えておりますし、そのようにお答えしたと思っております。

また、若手とか新規の方の就農の関係でありますけども、非常に意欲的にやってもらっており

まして、畑とか水田とか、そういうところでブロッコリーとか白ネギをつくっていただいております。まして、非常に、そういう方をまた見本にして、次々と新たな人が入ってくるような状況もございますので、そういう方のバックアップ体制もしながら、今現在、JAとか農業委員会、普及所等と一緒にしながら、毎月1回、そういう方をどうやって支援していくかというような会議もしておりますので、そういう場を含めまして、若手の方のバックアップ体制と、また新たな方の、どのようにしていったら呼び込んでいけるか、そういう情報も得ながら、日吉津村の農業を集落営農的なものと、個人の経営の方とか、若手の方を育成して、また呼び込んでまいりたいと考えております。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 次に、作物コースの担い手を育成していくためにはどうしたらいいかということなんですけれども、今、畑で芋農園ということで荒廃地防止していくことが試されていると思いますけれども、この部分を、米とか大豆でこうだけでも良かったよとあっていって、何か試しして、これからの人に教えてあげるといような方法というのは選ばれんもんかなとは思っております。時間がないのです。ただ、農家住民に意欲が湧く方法でなければ、私はだめだと思います。

村長さん、今度は。過去の113チャンネルで、農業委員長と、ブロッコリーだか菌床シイタケの方との座談会っていうんですかね、あれが大分前に、半年も前だったかな、見ましたときに、ブロッコリーの方が、どげって言ったかいな、実際にもうかった金額を皆さんに教えてあげる、それをもって励みにするが一番いい方法だということを言われたような気がしてまして、村長さん、あなたさん自身もうなずいておられたんですけれども、そういうような励み、一つの励みの方法があるんですけれども、まだ発表がないということは、まだその300万という域に達しちょらんかなと思うんですけれども、こういう方法で、米でも大豆でもブロッコリーでもネギでも、何かそういうぐあいな方法で、農家の方に、これからの方に投げかけてあげるといような方法も、一つの方法じゃないかなとは思うんですけれども、そげな方法で働きかけというのは頑張ってもらえんかなとは思いますが、どうでしょう。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） それこそ後継者を探すのに、収入や体力や、収入が不十分、体力がなくなる、後継者が見つからんということで、次の夢がないようなお話でしたけども、このことだと思います。収入を何ぼだということを示す、それから体力がある、それから後継者があるないということだと、これが農業を、これからの行く末を左右すると。担い手が必要だということです。

けども、担い手の定義があんまり固定化されてはならないというふうに思います。先ほど課長が言いましたように、集落営農もあるし、地域保全、地域資源会もあるということで、担い手はあんまり固定観念で決めつけてはならないというふうに思っていますので、そういうことだと思っ
てます。

かつての、こんな話、余りよくありませんけども、国が転作を始めたときに、米の生産調整を始めたときに、国の補助金が何ぼ入ると。大豆が1反当たり何俵、何十キロとれる、何百キロとれるという話、その当時120キロぐらいあったと思います。そんで大豆販売価格何ぼになると、それから米のほうは何ぼだということで、それと比較して、じゃあ、集団転作をしてもらおうと、村からも何ぼか出すということで、集団転作が定着した経過がありますけども、やっぱり収入があつて初めて業が成り立つし、業に励みが出るわけですので、言われる、農業、ブロッコリーの生産者は、うちげの中でも上手にといいますか、栽培計画がうまいぐあいにいきで、収入を安定的にとっていらっしゃる方もあるわけですよ。自分の収入はある程度公表してもいいなということも言っていたいておりますけども、確認した事項ではありません。でも、かなりの収入を上げていらっしゃるということと、若い農業者の方の収入については、まだもうちょっと安定的にと
いうことにはならない。もうちょっと作付されるときの天候状況や、その辺のタイミングのまずさもあつて、安定してないというようなところがありますので、安定的に収入を得ていらっしゃる方の事例を公表するということでは、せんだってブロッコリーは大山町の山根さんという若い人に、この方が年間のスケジュールや、自分の休みも含めて、プライベートの休みを含めて示して、収入が何ぼだということを示されて、若い方、若い農業をされる方にはそのことを示しましたので、非常に励みになったなというふうに思っています。そういう事例が我が村でできればそういうことの発表も、公表もしていくということで、大山町の山根さんは、もうあなたのデータは公に公表されたもんだよという約束ができてますので、そんな情報なら流すことができると思っ
てます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） どうか日吉津でも、そういう事例が出てくれれば、また次々取り組んでいく方が出てきますので、応援してあげてほしいと思います。

このことの最後で、再生協で承認された29年度方針のもと進めていくんですけれども、私はアンケート結果ということが大事だと思いますので、再度、座談会で説明をし、農家に意思の結
束を図ってほしいということで、29年の各実行組合に説明するということでしたので、前の議
員さんの支援スタッフを配置するとか、国保の説明会を行うとかあったですが、そういうもの

考え方で力を惜しまないように、ひとつお願いをしたいと思っております。

それから、次の農業共済のほうで事業説明が本来とは思いますが、農済団体が立ち上げる全国組織、全国農業共済連合会（仮称）が担う方向で検討されています。ただ、村の再生協の中で、国の機関からの説明があり、もう説明があったもので、それで私やちも本気になって、どうするかということ。ただ、ありますように、富吉のJAの座談会では、収入保険の説明はありませんでした。各自が読んでおくようにとあったわけです。そういうことですので、ちょっと不足がありましての質問でした。29年のことしの3月15日までに青色申告の申請をしておかんと、31年度からの入り込めませんよということで、私は答弁にあったのには、要するに加入しない人に米、麦、大豆というのは任意共済になりますので、今ゲタ・ナラシというのが制度がありますけれども、ナラシの部分で、それを収入保険に該当する大きな人はそうなるんですけども、小さい農家の人はハウスとか建物共済は別ですけども、米、麦、大豆ということに対しては、2反半以上がもう強制加入だったんですけども、それがなくなる、任意加入になってくるので、その辺を農家の人が早く知っておいてもらいたいなということで、私のこの質問だったんです。ただ、なくなってしまうと、なくなるといえるのか、加入がないということになれば、もう共済というそういう組織も成り立たんようになるんで、一筆方式というのは、どうも共済新聞には一筆方式はなくなるような格好になってましたけれども、ただ、そういうことがあるということだけは、もう3月15日までにナラシをやめて、収入保険に加入されるようにせんといけないんじゃないかということで、この質問だったんですけども、困ります。私とて困るんです。だから、もう31年からは任意ということですので、共済が成り立たんやんなる、せんかなとは私も思うんですけども、それをどうしてあげるんかということが、これからのことなんで、何とかその説明のときにも、6月ごろに説明するということですけども、31年からのスタートでもいいですので、ちょっとその辺も詳しく行政としても、それはJAが説明するわけにはいかないので、国の機関から説明があったものでということで、お願いを順序立って説明してあげてほしいと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 3月15日までに説明せということでは、非常に難しさはあると思いますが、農業を青色申告していらっしゃる方は、一定の収入があれば、それは農業共済からすぐ収入保険に変えられることですので、それは、そういう方は土台ができておるといふふうに見てますので、それは事あるごとに話をしていきたいというふうに思いますが、収入保険の加入は、制度がはっきり説明されておられませんけども、今入らんけん、もう次はできんけんというもので

はないです。毎年毎年、青色申告をして加入の時期があると思っておりますので、そういうふうに情報の早い人は収入保険に入られるということだと思いますし、農業共済は全相殺の方向ですので、一筆加入はできんようになるということで、これは全相殺も、これもある程度販売によって実績が問われるわけですので、似たような制度ですけども、農業共済は基本的には最後にはなくなって、全体的に収入保険になる、大規模型に切りかえられていくということでの説明は絶えずしていきたいというふうに思います。以上です。

○議員（2番 景山 重信君） 終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で景山議員の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） 次、通告5番、議席番号1番、河中博子議員の一般質問を許します。

河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 1番、河中博子です。

きょうは、日吉津村の歩みを示す過去の貴重な記録を保存することの意義について考えてみたいと思います。

先週土曜日の日本海新聞に、60年前のカラー、大山という題字下の見出しを見つけまして、まず興味を覚えて、その記事を読みました。昭和34年当時、県内の学校行事として大山登山が盛んに行われていたころに制作されたもののようで、幻灯機用スライドという言葉が何ともレトロで懐かしく読ませていただきました。現在は禁止されています縦走路の絵もさることながら、そこに写る生徒の服装もまた時代を感じさせるものでした。およそ60年前のことですら、当時がどうであったか記憶にはなく、記録を目にして初めてそのことに触れることができる。また、単に懐かしむだけではなく、当時の実態と現在までの変化を知ることによって、未来の方向を考える資料とすることができるのです。つまり、記録とはそういうことだと思います。私も人生70年生きてまいりましたけれども、時に必要に迫られて、あのときはどうだったのかなと、過去をひもところとしますと、とっさに手元に手がかりもなく、いかに整理整頓ができていないかを思い知らされます。日々の暮らしの中ではきちんとやっているつもりでも、そうです。こういう経験は誰でもあるのではないのでしょうか。

さて、28年度の教育費関連で、郷土のデータベース化事業が提案されています。地方創生総合戦略との関連事業にもなっているようですが、遅きに失する感はあるものの、必要かつ大切な事業ですので、ぜひ一日も早く取り組んでいただきたいと思います。

事業の概要といたしまして、行政が作成した資料を収集し、保存するとうたっています。さ

らに日吉津村の歴史や未来に伝えたい伝統、風習など、記録が必要なものについて聞き取りしたものを音声データや画像データとして保存する、日吉津村デジタルアーカイブスの作成となっています。まことにすばらしい計画で大いに期待しておりますけれども、それだけに、範囲も量も多いでしょうし、郷土の先輩に聞き取りをするには急ぐ必要もあります。片手間にできるような作業ではないと思いますが、現在の進捗状況をお尋ねいたします。なお、回答によりましては、再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 河中議員の一般質問にお答えいたします。

先ほどございました、事業の進捗状況についての御質問でございました。お話にありました日吉津村の郷土のデータベース化事業につきましては、第6次総合計画の平成29年度実施計画の生涯学習活動の推進の項におきまして、行政資料や郷土資料並びに本村の歴史や伝統、風習等々について、音声データや画像データとして保存管理して、デジタルアーカイブとして発信するために、本村の実情に即した方策や、あり方について内部検討を行うこととしてるところでございます。また、地方創生総合戦略の元気な村づくり、情報発信事業の項におきまして、今までの村の出来事等をデータベース化し、村民で共有するとしていることと関連しておりまして、平成31年度の村制130周年に向けて完成させることができますよう、この28年度から取り組んでまいっているところでございます。

教育委員会事務局におきましては、今年度、平成28年度にデジタルアーカイブクリエイター養成講習会を受講いたしまして、デジタル化に必要な機材や技術、公開の流れと、著作権や知的財産権、個人情報保護法、プライバシーなどについて理解を深めてまいったところでございます。デジタル一眼レフカメラ及び撮影保存用機材を購入いたしまして、村指定の文化財、民俗資料館が所蔵する写真や資料をデジタル化し、公開に向けた準備業務を進めてまいっているところでございます。また、教育委員会ではございませんが、総務課協働推進室におきましても、村の広報誌や取材写真の保存を行っておりますし、113チャンネル番組データの保存につきましては、平成23年秋のデジタル化以前のビデオテープをデジタル化するための委託費を平成29年度予算に計上しているところでございます。デジタル化以降の番組は既に保存を開始しておりますが、今後とも総務省の示しますデジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドラインを参考にしながら事業を推進してまいりたいと考えておるところでございますので、御理解を賜りたいと考える次第でございます。以上でございます。

○議長（橋井 満義君） 河中議員。

○議員（１番 河中 博子君） 平成３１年度に向けて完成させる予定で取り組んでいるとおっしゃいました、そのことはよくわかりました。そういうふうを書いて出しておられますので、そのところはよくわかりましたけれども、昨年出されました予算概要書の中に、視察先を決めるといふことで書いてありますけれども、近隣自治体のどこに視察に行かれて、どのような感想を持って帰られましたでしょうか。それによって日吉津村としてもつくるのには、いろんな参考になると思いますが、どちらのほうに行かれましたでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 河中議員の御質問にお答えしますが、年度当初、視察先をいろいろと検討しておりました。県内でも検討はしたのですが、その中で視察をする先のほうの日程調整等をしておりましたが、中部地震等によりまして、ちょっとその日程がキャンセルとなったりしております。最終的に今回の視察ということではできておりませんが、さまざまなホームページ等も参考にさせていただいているというところがありますし、今度、研修会を３月１８日に図書の関係で、これはボランティアの関係なんです、する先の伊万里もそういったデジタルアーカイブをしておられるようですので、そういったところでも参考にさせていただこうかなというところで思っております。あと、先ほどもありましたクリエイターの養成研修もなんですけども、これもちょっと１２月の１７、１８に行われていますので、ちょっとそこら辺での情報収集が年度の後半になってしまったというところです。以上です。

○議長（橋井 満義君） 河中議員。

○議員（１番 河中 博子君） ちょっと質問が前後するかもしれませんが、御容赦ください。

総合戦略の中では、今までの村の出来事をデータベース化し、村民で共有するというふうになっています。この共有とはどういう形を考えていらっしゃいますか。各家庭に配布されるのでしょうか、どういう形で村民と共有するというふうに考えて書いていらっしゃいますでしょうか。

○議長（橋井 満義君） どうしますか。どうですか。暫時休憩しますか。

暫時休憩します。

午後１時５０分休憩

.....

午後１時５５分再開

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。

答弁、松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 失礼いたしました。先ほどの教育長の答弁の中で、１１３チャンネル

ルのことにも触れましたので、そこら辺の取り扱いのことでちょっと今話をしましたが、教育委員会で残していく文化財、民俗資料館等の資料をデジタル化した写真等につきましては、これはホームページで公開するようにしておりますし、番組のほうは保存をして、役場に来ていただければ見れるような体制をとるということですので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 共有ということは、教育委員会関係ではホームページ、大ざっぱに言えば、113チャンネルに関しては役場のほうに行けば見れるという意味での共有ということで理解しました。

村制130年ということは、平成31年度なんですけれども、完成に向けてとの計画がありますけれども、私としては、余り時間に余裕がないと思います。まず現存する資料の選別から始めることになろうかと思えますけど、間に合う公算ですか、いかがでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 先ほどからお話をしてるように、村の指定の文化財、これをきれいなデジタルで写真としても残す、いろんな方向からも写すということですし、民俗資料館で所蔵する資料につきましては、かなり前に所蔵しているものの目録をつくっておりますけども、同じような整理でこれもデジタル化のきれいな写真で残していく、または2面、3面という方向性から写していくということで考えておりますので、この計画で間に合わせるようにということで、何を残すかということの選別ということでいいますと、今説明したものを順次撮っていくということで考えております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 保存ということに関してのやり方ということは理解いたしました。

私がこの中で一番注目したのは、伝統、風習など、記録が必要なものについて聞き取りしたものを音声データや画像データとして保存とあります。もう本当に大変魅力的な取り組みで、完成すればすばらしいものができるかと期待するところなんですけれども、聞き取り、いわゆるインタビューというのは録音するにしましても、ビデオを撮るにしましても、本当に経験のある人事も必要だと思います。今、養成中ということなんですけれども、それで果たしてできるだろうかというふうに思いますが、このインタビューということに関しては、どういうふうな、どういう方とというふうに思っていらっしゃいますか。教えてください。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） これも113チャンネルのほうの話となってしまいますけれども、

今特に、このごろでいいますと、富吉のとんどさんであったり、日織さんであったりというよう
なところ取材して放送しておりますが、そういったものが風習や伝統のデータとして残されて
いく。今後もそのような機会を捉えながら残していくということになりますし、教育委員会のほ
うで考える聞き取りということになりますと、今の平和展等で講演をしていただいたり、いろい
ろと資料を出していただいている方々からの聞き取りというような形になっていこうかと思っ
ております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） わかりました。とにかく資料をファイルする、整理するとい
うことは、本当に思っている以上に時間と手間がかかります。まず具体的なスケジュールをしっ
かり立てて、余裕を持って取り組んでいただきたいと思います。

ところで、こちらデータベース化の一つの大きな課題だと思っておりますが、課題とい
いますか、素材だと思えますけれども、2014年12月以来、しばらくそのままになってお
りました蚊屋島神社の調査に、来月4月に、京都工芸繊維大学の先生が生徒を連れて入
られるというふうに、県の文化財課で聞きました。これなど本当に結果によりまして
は大きなニュースになりますので、期待しているところです。ただ、4月においでに
なりますのは、神社の建造物についてのみでして、小林如泥作と言われていま
す拝殿の龍の彫刻とは別の動きになるということも言っておられました。龍の彫
刻もなかなか立派なものであると聞いていますので、国指定の重要文化財を
目指して、積極的に取り組む価値はあると思っておりますが、これについてはどの
ようにお考えでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 先ほど議員からもありましたように、このたび4月の20日、21
日に調査に来られるのが建物全体、いわゆる建造物としての調査です。これを登録文化財に
ならないかということで、これはかなり前から県が調査をしていた、そのデータをもとに
再度調査をするものですし、今まで調査をしてきた中でも、その先生が調査をされ
たんですけども、新たな年数が出てきたので、これは再度調査が必要だとい
うことで、このたび入っていただくようになっています。御質問の龍の彫刻
ですが、これを村の文化財でということで話をしたときに、県にも相談をして
おりますが、やはり銘がきちんと入っていないというところがありますので、
県や国への申請というのは難しいと。村で大事なものとして指定をされる
ということは大切なことなのでということですから、村の指定文化財として
龍は指定をさせていただいているところです。これで、このものがきちん
とした、何か証明のできる銘が入っていたり、証拠になるような文献等
が出れば、またそれは話は違いますが、現段階では村指定の文化財とい
うところかなと

いうところです。以上です。

○議長（橋井 満義君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 本当に日吉津村はなかなか文化というのが薄いといえますか、文化財などが少ないところですから、ぜひ期待していますし、そういうものであったらいいなと考えています。

それと、またこれはちょっと違いますけど、日吉津村史の編集に当たっていただきました国頭邦夫さんが、上下2巻の分厚い労作を完成させられましたのが1985年、昭和60年でして、もう30年ぐらいたっております。そろそろ新しい村史改訂版を準備するところではないかなと思われていますが、この村史についてはどのようにお考えですか。

○議長（橋井 満義君） 総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 年数がたっております。追加データも出てきてるようですので、今後ちょっと検討してみたいというぐあいに思います。

○議長（橋井 満義君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） ぜひお願いします。日吉津村もさま変わりしてきております。近隣でいいますと、江府町が大体33年、北条町は31年、日野町は48年で村史のほうを改訂しておられます。本当にこのデータベース化というのは、口では簡単に言いますし、それから、そういうのがあったらいいなとは思いますが、なかなか進まないというのが実態です。ひえづ113チャンネルの資料映像につきましては、いよいよデジタルベース化に進むようですので、うれしく思っております。

先日、小学校6年生を対象にしました、恒例の自治基本条例説明会の際、役場内の113チャンネルの編集室を見学しました生徒が、自分たちの入学式の映像を見て、感動の声を上げていました。これこそ記録が持つ底力といえますか、データベース化の意義だと思います。生徒が来ることで、当時の映像を準備されました担当者の心配りにも感心しましたし、今後データとしてきちんと保存されますと、いつでも簡単に取り出せ、リアルで鮮明な映像で当時のことをよみがえらせることができます。

最初に申しました60年前の大山をカラーでの新聞記事では、天然色と書いてありましたけれども、このようにいつまでも人々の心に日吉津村の歴史が刻まれ、残されるということは大切なことです。ともすれば、優先順位が後回しになる事業になりがちなんですけれども、記録は昔を懐かしむだけでなく、未来の日吉津村の方向を考える貴重な資料となるものですので、村制130年をめぐりにして、ぜひすばらしい資料を完成されることを期待しております。よろしくお願

いたします。私の質問は終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で河中博子議員の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、明日、3月7日午前9時より、引き続き一般質問を行います。議場に各議員は御参集ください。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時07分散会
